

「明石市立文化博物館指定管理者募集要項」

「明石市立文化博物館指定管理者業務の仕様書」

に関する資料

資料名	ページ
資料 1 施設・設備の概要	1
資料 2 施設の配置図、平面図	4
資料 3 文化博物館修繕計画	9
資料 4 備品一覧表	10
資料 5 市と指定管理者の役割分担	27
資料 6 文化博物館の施設等の管理指針	28
資料 7 企画展について	29
資料 8 文化博物館展覧会日程案	30
資料 9 指定管理者実施事業	33
資料 10 評価項目表	36
資料 11 関連例規	37
資料 12 参考資料 施設及び設備の業務仕様書集	57

資料1 施設・設備の概要

(1)施設の概要

① 施設名	明石市立文化博物館
② 所在地	明石市上ノ丸2丁目13番1号
③ 施設の沿革	1991年(平成3年)10月13日開館
④ 敷地面積	6,608.67㎡
⑤ 建築面積	2,160.03㎡
⑥ 延床面積	5,039.27㎡
本館棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建 4,942.60㎡
レストラン棟	鉄骨造1階建 96.67㎡
⑦ 階層別施設概要	
1階	常設展示室、特別展示室、ロビー、事務室、荷捌室、 作業室、体験学習室 他 1,881.39㎡
2階	ギャラリー、大会議室、平和資料室 他 1,045.23㎡
地階	第1収蔵室、特別収蔵室、倉庫、スタジオ、 機械室・電気室 他 1,951.82㎡
屋階	階段室 他 64.16㎡
本館棟	合計 4,942.60㎡
別棟	レストラン 96.67㎡
	総合計 5,039.27㎡

(2)設備の概要

①電気設備	
受電々圧	6600V
変圧器	200KVA 1台
	75KVA 1台
	100KVA 1台
	30KVA 1台
	300KVA 1台
非常用発電設備	ガスタービン発電機 150KVA 1台
直流電源設備	鉛蓄電池 HS-120形108V-120AH 1組
電気時計設備	親時計 1台 子時計 7台
電話設備	構内電話 15台
防犯設備	館内機械警備用 1式
放送設備	1式
ITV・テレビ共聴設備	1式
エレベーター	1台
②空調設備	
空冷ヒートポンプチラー(収蔵庫系統)	1式(3台)
冷房能力	202960kcal/h
暖房能力	202960kcal/h
空冷ヒートポンプチラー(一般系統)	1式(3台)
冷房能力	387000kcal/h
暖房能力	387000kcal/h
空気調和機	11台
氷蓄熱ビル用マルチエアコン室外機(事務室系統)	1式
室内機	11台
冷水槽(2000ℓ)	1基
温水槽(2000ℓ)	1基

資料1 施設・設備の概要

給排気ファン	12台
ファンコイルユニット	8台
冷水ポンプ	2台
温水ポンプ	2台

③消防設備

ハロン消火設備	ハロンガスボンベユニット (68ℓ/50kg)	8本
スプリンクラー設備	1式	
自動火災報知設備	複合形 GP型1級	1式
誘導灯設備	1式	
屋内消火栓 (補助散水栓)	10カ所	
消火器	17本	

(3) 施設維持管理に関する仕様書について

I. 総則

①概要

対象施設の電気・機械設備の運転・監視・操作及び保守点検業務を円滑に実施するために、必要な事項を定めたものである。

②対象施設・設備

明石市立文化博物館の建築物・電気・機械設備等全てが対象となるので、漏れのないように適正な維持管理を実施すること。

③法令の遵守等

維持管理業務において、下記の法令等を遵守すること。

- ア. 電気事業法
- イ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ウ. 消防法
- エ. 危険物の規制に関する政令、規則
- オ. 労働安全衛生法
- カ. 水道法
- キ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク. 建築基準法 (特に第12条に基づく定期点検)
- ケ. 発電設備の保全に関する法令基準
- コ. その他関係法令

④業務責任者の選任

業務の実施に先立ち業務責任者 (法定資格者が必要な場合は、遵守すること) を選任すること。

⑤消耗品等

業務に必要な工具類、消耗品等は、指定管理者が負担する。

⑥業務の引継ぎ

指定管理者は指定期間終了時、引継ぎに必要な期間において「次期指定管理者」に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。

資料1 施設・設備の概要

⑦その他

本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行うこと。

II. 保全業務

①全体業務計画書

保守業務を実施するにあたって、全体業務計画書を作成すること。

②維持管理業務

ア. 維持管理業務は、業務仕様書・建築保全業務共通仕様書を参考にして、適正な維持管理を行うこと。

業務内容・保守点検周期については、業務仕様書を基本とするが、業務仕様書に記載がなくても、その他維持管理上必要な点検内容・項目については、建築保全業務共通仕様書等に基づいて行うこと。

イ. 保守点検業務は業務種別に応じて、実績があり、十分な知識・熟練技術を有する専門技術員により行うこと。

ウ. 維持管理業務における保守点検を行うにあたって、要領書及び計画書を作成し、適正な保守点検を行い、終了時には保守点検年月日・内容等（写真を添付）が分かるように報告書を作成し、保守点検報告書は3年間保存しておくこと。

エ. 業務遂行にあたっては、事故防止、安全保持に充分注意し、万一事故発生の場合は、指定管理者において一切の責任を負うものとする。

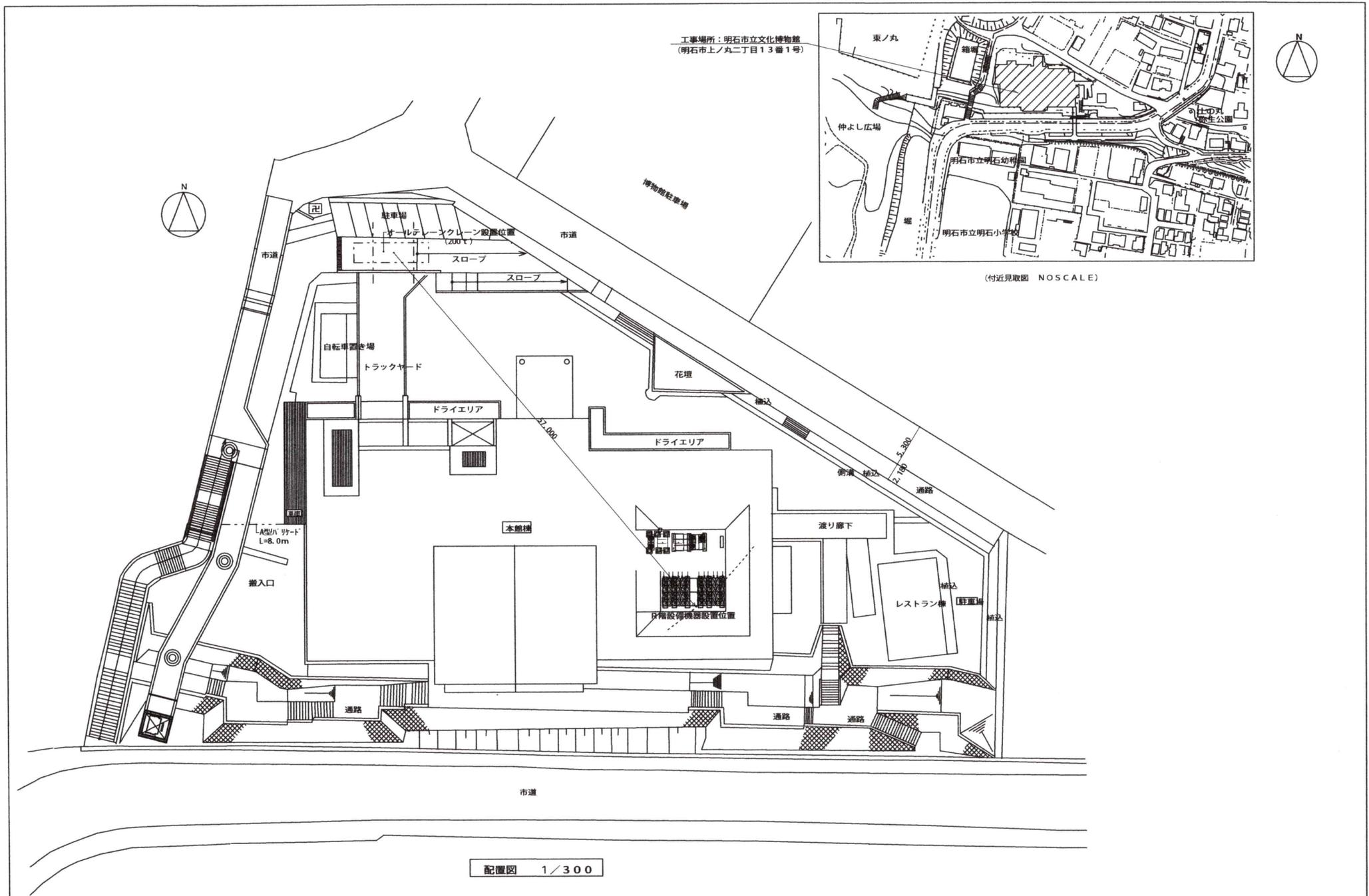
オ. 指定管理者は環境に関する規制法・規制条例を遵守し、環境への負荷を最小限にするための適切な方法を講じること。

③施設の配置図・平面図について

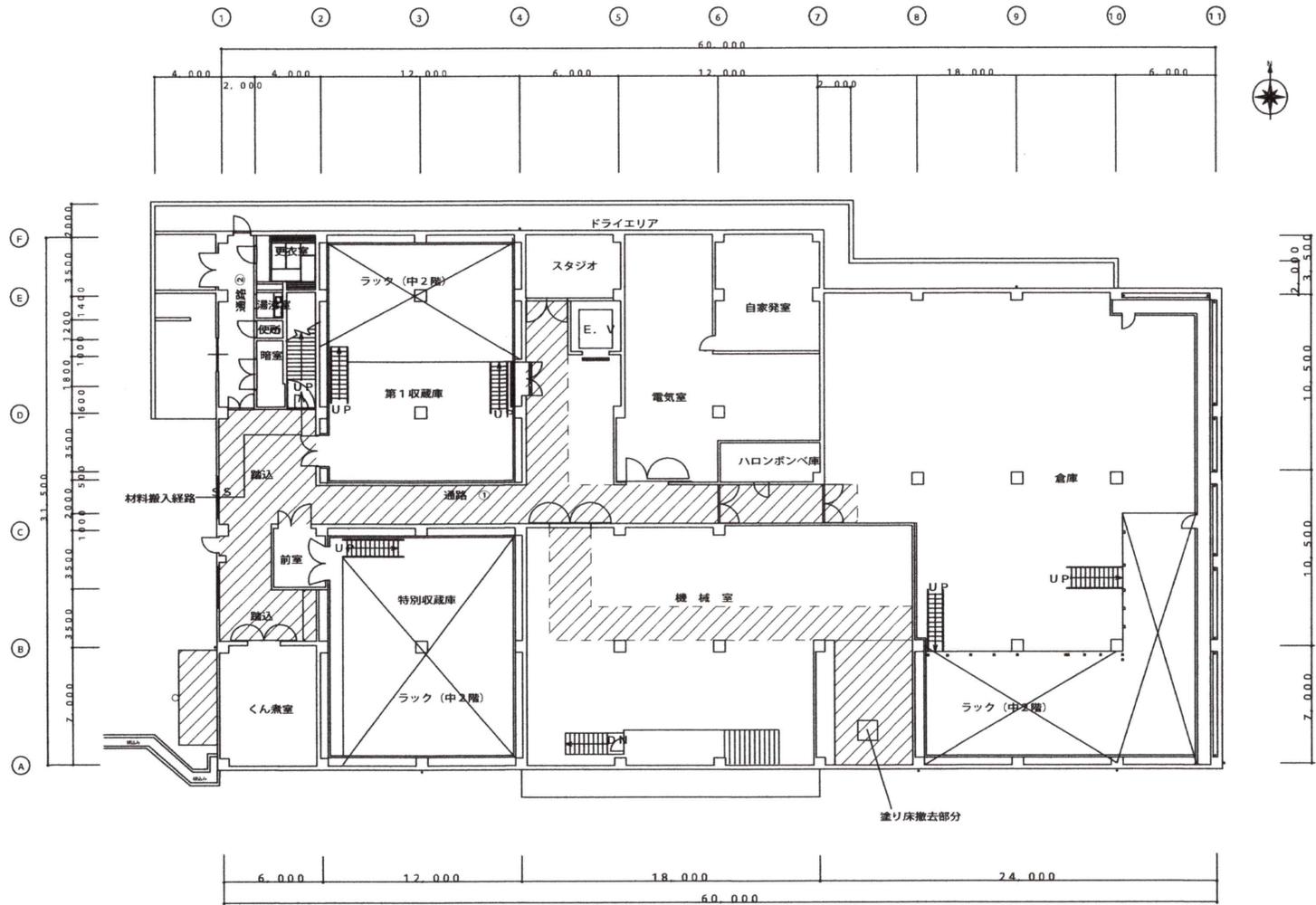
資料2「施設の配置図・平面図」のとおり

④主な業務委託の仕様書について

資料12 「参考資料 施設及び設備の業務仕様書集」のとおり

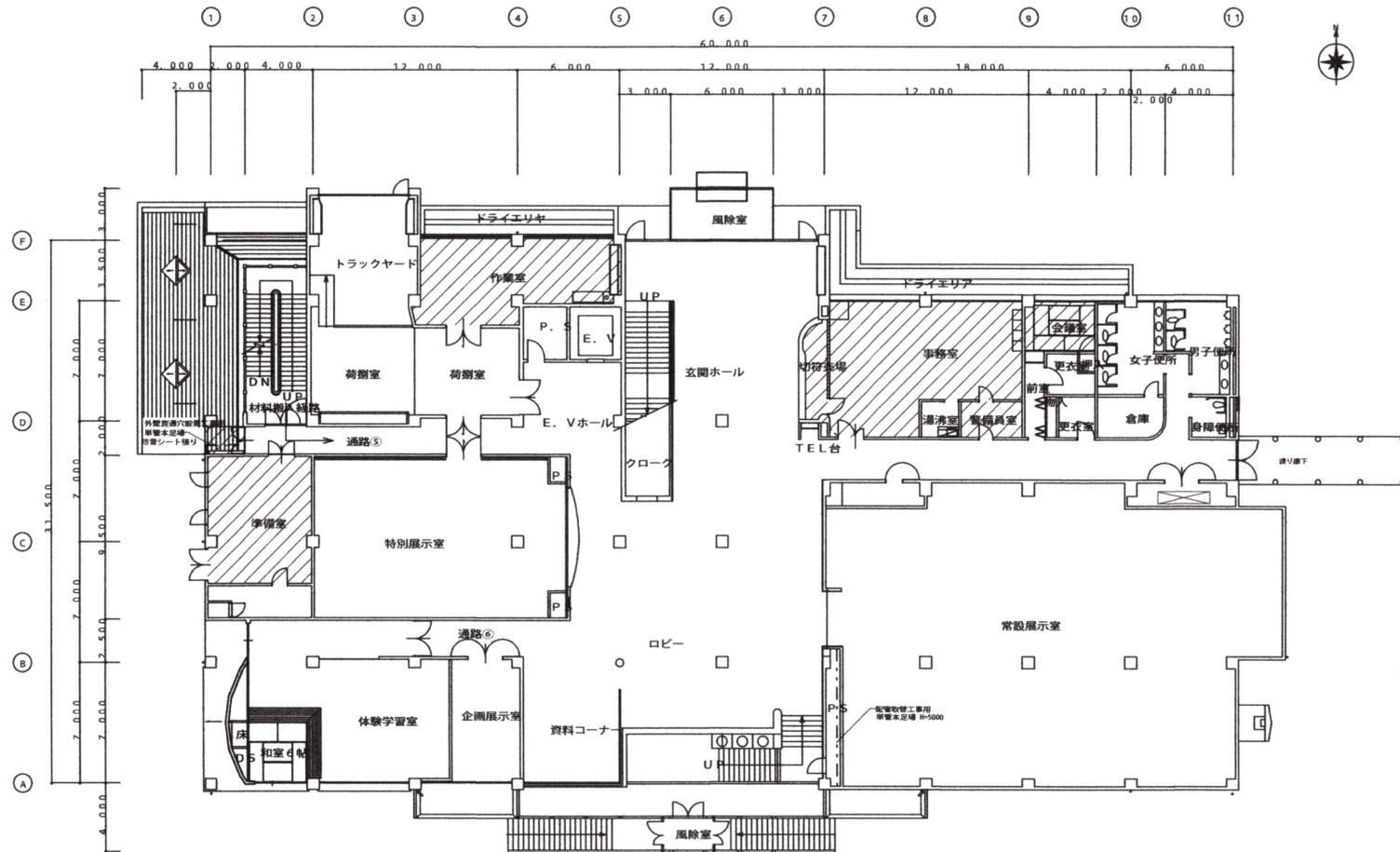


特記事項	-	有限会社 藤田設計 一般建築士 大田登雄 131595号 管理建築士 藤田一博	明石市松ノ内2丁目2-10 事務所登録 第400615号 TEL 078-928-0559	製	作	年	月	日	製作年月日	23年 11月 日	工事名称	文化博物館空調設備改修工事	内	A-07
23000070	-										図面名称	配置図、附近見取図	縮尺	1/300
4 明石市都市整備部建築室営繕課											全葉			



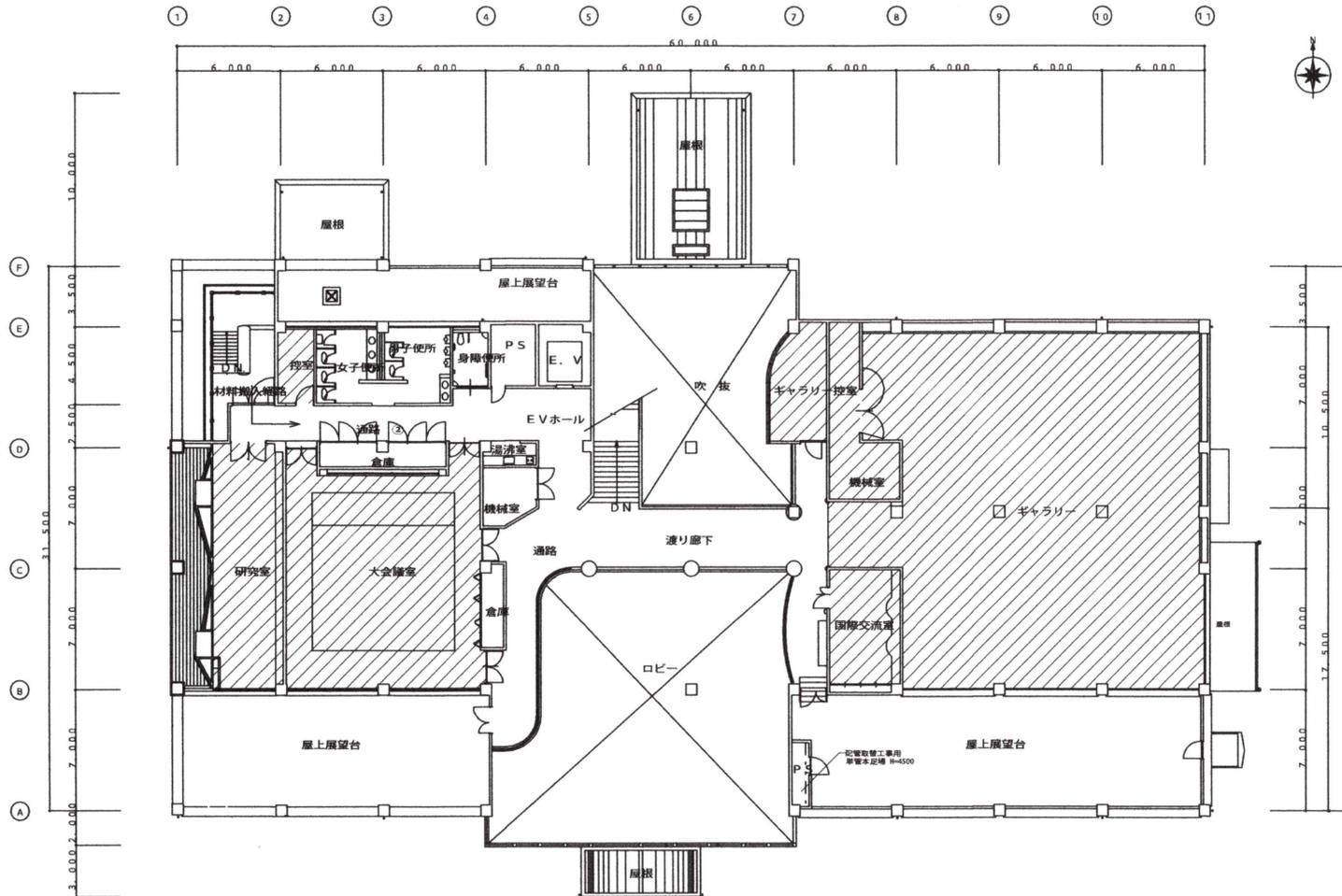
地階平面図 1/200 改修位置を示す

特記事項	有限会社 藤田設計 一般建築士 大田登輔 131595号 管理建築士 藤田一博	明石市松ノ内2丁目2-10 事務所 電話 400615号 TEL 078-928-0559	設計 検査 監理	製作年月日 23年 11月 日	工事名称 文化博物館空調設備改修工事	内 A-08
23DD0070		明石市都市整備部建築室営繕課		図面名称 地階平面図 (現況)	縮尺 1/200	全業



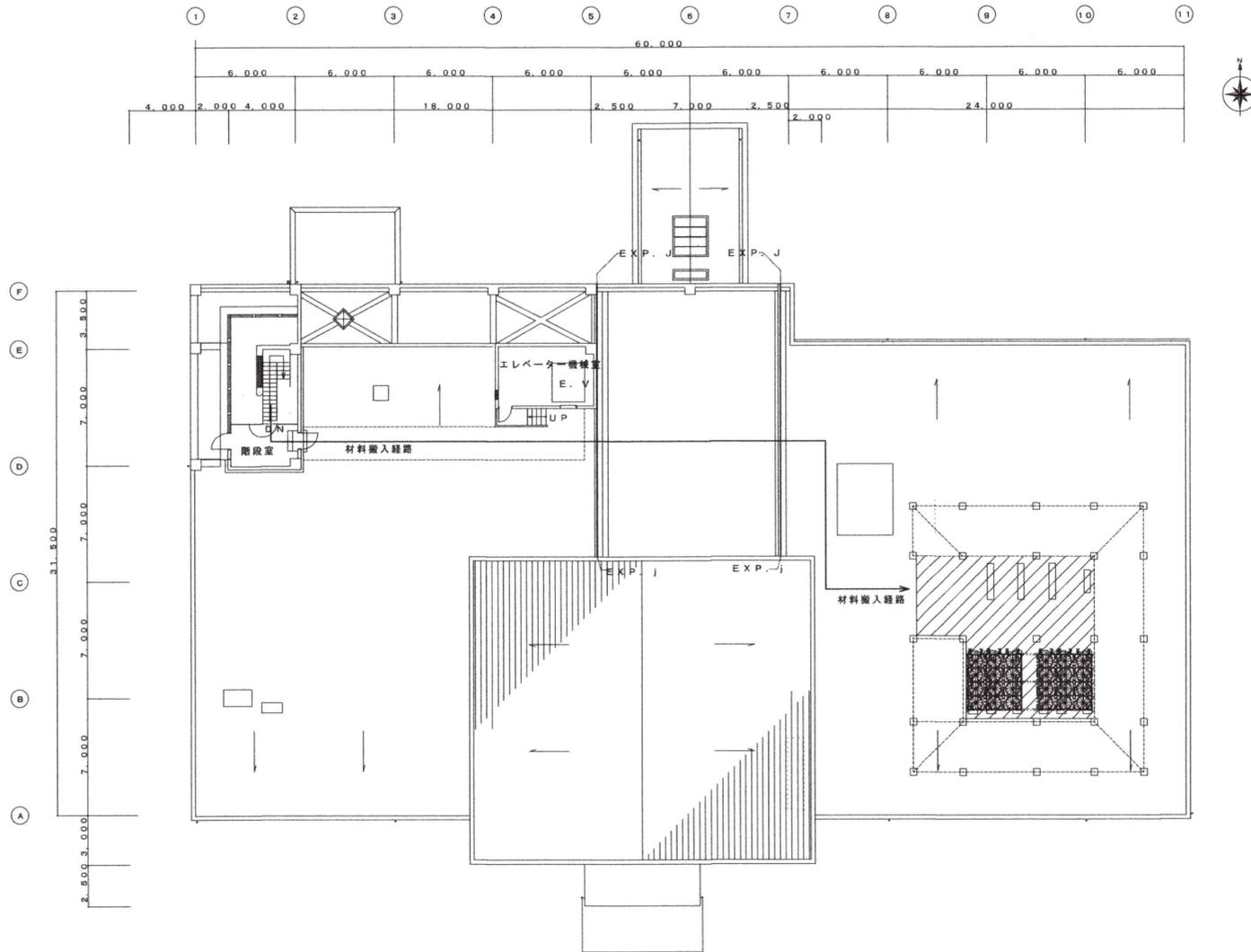
1階平面図 1/200 改修位置を示す

特記事項	有限会社 藤田設計 明石市船内2丁目2-10 一般建築士 大西康雄 電話 4006159 管理建築士 藤田一博 TEL 078-928-0559	図 6 明石市都市整備部建築室営繕課	製作年月日 23年 11月 日	工事名称 文化博物館空調設備改修工事	内 A-09
	23000070	縮尺 1/200	図面名称 1階平面図 (現況)	全葉	



2階平面図 1/200 ▨ 改修位置を示す

特記事項	有限会社 藤田設計 一般建築士 大田望輝 121595号 管理建築士 藤田一博 明石市松ノ内2丁目2-10 事務所電話 第400615号 TEL 078-928-0559	製 作 年 月 日	工 事 名 称	内 容
2300070	明石市都市整備部建築室宮緒課	23年 11月 日	2階平面図 (現況)	全業



R階平面図 1/200

改修位置を示す

特記事項 23DD0070	有限会社 藤田設計 一級建築士 大塚隆典 第121590号 管理建築士 藤田一博	明石市松ノ内2丁目2-10 事務所電話 第400610号 TEL 078-922-0559	係長 係長 係長	製作年月日 23年 11月 日	工事名称 文化博物館空調設備改修工事	内 A-11
	明石市都市整備部建築室営繕課	図面名称 R階平面図 (現況)	縮尺 1/200	全案		

資料3 明石市立文化博物館修繕計画

暦年	更新等周期	実施年	必要性	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
1991開館から				31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
建築・土木設備	外壁40年	1991											●										
	屋根40年	2009																					
	屋上防水30年	2021																					●
	屋上防水(南玄関)30年	2013																					
機械設備	空調・空冷チラー25年	2012						●											●				
	空調機加湿器	2018																					
	エレベーター	1991							●														
	館内空調設備	1991	●																				
電気設備	変電室・高圧・屋内・30年	2014																					
	高圧機器(保安電灯/保安動力用・一般電灯用)	2022																					
	非常用発電設備	1991				●																	
展示設備	常設展示室リニューアル	1991	●																				
	展示ケースLED化(一部)	2023	●																				
	特別展示室壁塗装	1991				●																	
	リヤットンジャケット更新					●																	
	倉庫内展示ケース収蔵システム		●																				
	倉庫内民具整理システム		●																				
その他	館内給排水管30年	1991	●																				
	地下倉庫給水管30年	2023																					
	中央監視盤	2019																					
	地下外部倉庫ジャケット更新		●																				
	特別室ジャケット更新		●																				
	テラス段差解消						●																
	非点水ライント撤去 玄関風除室雨漏		●				●																

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	160718	監視カメラ	三菱電機	NC-8600A	H27.3	購入	70,200	(文博)1F EV前	使用
文ス	歴文	学芸	159472	パソコン	NECノートパソコン	Versa Pro	H26.4	購入	94,800	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	160703	タイムスタンプ	AMANO	P I X-200	H27.1	購入	35,100	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	160717	監視カメラ	三菱電機	NC-8600A	H27.3	購入	70,200	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	154392	マイク	ワイヤレスマイクロホン	TOAWM-1220	H23.7	購入	27,300	(文博)会議室	使用
文ス	歴文	学芸	159473	スクリーン	70インチスクリーン	生興 KPR-100	H26.5	購入	66,960	(文博)会議室	使用
文ス	歴文	学芸	159896	プロジェクター	エプソン プロジェクター	EH-TW5200	H26.7	購入	87,480	(文博)会議室	使用
文ス	歴文	学芸	154396	温湿度計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	156585	監視カメラ	高感度カメラ	CIT-8000	H24.7	購入	97,650	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158506	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158507	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158508	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158509	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158510	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158511	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158512	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158513	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158514	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158515	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158516	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158517	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158518	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158519	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158520	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158521	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158522	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158523	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158524	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158525	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158526	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158527	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158528	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158529	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158530	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158531	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158532	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158533	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158534	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158535	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	158536	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158537	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158538	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158539	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158540	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158541	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158542	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158543	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158544	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	158545	展示台	展示台	60cm角	H25.9	購入	16,500	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159897	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159898	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159899	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159900	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159901	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159902	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159903	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159904	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159905	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159906	展示台	展示台	600mm角	H26.9	購入	14,418	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159907	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159908	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159909	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159910	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159911	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159912	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159913	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159914	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159915	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159916	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159917	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159918	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159919	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159920	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159921	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159922	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159923	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159924	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159925	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	159926	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159927	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159928	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159929	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159930	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159931	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159932	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159933	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159934	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159935	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159936	展示台	展示台	450mm角	H26.9	購入	13,338	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	160709	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	160710	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161267	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161268	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161269	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161270	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161271	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161272	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161273	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	161274	除湿器	コロナ除湿器	CDH1814 (AE)	H27.4	購入	32,400	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	162002	ロビーチェアー	KOKUYO	CN-157BVFNO6	H27.8.28	購入	21,805	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	162003	ロビーチェアー	KOKUYO	CN-157BVFNO6	H27.8.28	購入	21,805	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	162004	ロビーチェアー	KOKUYO	CN-157BVFNO6	H27.8.28	購入	21,805	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	162005	ロビーチェアー	KOKUYO	CN-157BVFNO6	H27.8.28	購入	21,805	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	159760	ロッカー	更衣ロッカー	4連タイプ	H26.09	受贈	29,300	(文博)女子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	160704	シュレツダー	明光商会	MSQ-58CM	H27.1	購入	34,560	(文博)事務所	使用
文ス	歴文	学芸	160720	レコーダー	三菱電機	NR-3600A	H27.3	購入	432,000	(文博)事務所	使用
文ス	歴文	学芸	160721	ネットワークアダプター	三菱電機	X-9000	H27.3	購入	374,760	(文博)事務所	使用
文ス	歴文	学芸	160722	液晶ディスプレイ	NEC 21.5ワイド	LCD-AS223WM	H27.3	購入	30,240	(文博)事務所	使用
文ス	歴文	学芸	160723	液晶ディスプレイ	NEC 21.5ワイド	LCD-AS223WM	H27.3	購入	30,240	(文博)事務所	使用
文ス	歴文	学芸	154397	温湿度計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	160713	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	160714	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	160715	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	160716	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	162001	温湿度記録計	シグマII型	7210-00	H27.7.30	購入	39,420	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	154398	温湿度計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	154402	温湿度計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)倉庫	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴史文	学芸	160719	監視カメラ	三菱電機	NC-8600A	H27.3	購入	70,200	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴史文	学芸	160650	十二単衣	十二単衣	全7衣	H27.3	購入	1,296,000	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴史文	学芸	154393	鎧	等身鎧(黒塗2枚胴)	501	H23.7	購入	180,000	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴史文	学芸	160705	大型液晶テレビ	パナソニック	TH50AS630	H27.3	購入	87,480	(文博)電気室	使用
文ス	歴史文	学芸	160706	ディスプレイスタンド	ハヤミ	PH815	H27.3	購入	42,120	(文博)電気室	使用
文ス	歴史文	学芸	154391	ピアノ椅子	ピアノ椅子	A-45	H23.4	購入	11,000	(文博)特展準備室	使用
文ス	歴史文	学芸	160711	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)特別展示室	使用
文ス	歴史文	学芸	160712	監視カメラ	三菱電機	NC-8000A	H27.3	購入	58,320	(文博)特別展示室	使用
文ス	歴史文	学芸	154399	温湿度計	シマノ型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)特別展示室	使用
文ス	歴史文	学芸	157569	移動式看板	A X 枠案内板	Y X S H 300 G	H25.3	購入	19,446	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	157570	移動式看板	A X 枠案内板	Y X S H 300 G	H25.3	購入	19,446	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	157571	移動式看板	A X 枠案内板	Y X S H 300 G	H25.3	購入	19,446	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	157572	移動式看板	A X 枠案内板	Y X S H 300 G	H25.3	購入	19,446	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	157573	移動式看板	A X 枠案内板	Y X S H 300 G	H25.3	購入	19,446	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	154394	台車	エヌケーキャリーキャスター	SL-310	H23.9	購入	28,035	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴史文	学芸	154395	コインロッカー	レジャー用コインロッカー	L0-23型(100R)	H23.10	購入	94,500	(文博)ロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	161275	車椅子	マキタリフト車いす	KS50-4643NC	H27.5	購入	25,400	(文博)ロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	157553	ロッカー	更衣ロッカー	2段タイプ	H26.09	受贈	23,100	(文博)和室	使用
文ス	歴史文	学芸	086362	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-10R-V	H03.03	購入	29,767	(文博)1F EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	086363	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-10R-V	H03.03	購入	29,767	(文博)1F EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	139134	テーブル	会議用テーブル	MO090PUW(680-383)	H16.05	購入	88,200	(文博)1F EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	084886	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)1F EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	084884	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)1F女子トイレ	使用
文ス	歴史文	学芸	084870	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)1F障トイレ	使用
文ス	歴史文	学芸	084874	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)1F男子トイレ	使用
文ス	歴史文	学芸	084800	消火器	消火器ケース	ユニオン UFB-295	H02.11	購入	60,770	(文博)1階西通路	使用
文ス	歴史文	学芸	084802	消火器	消火器ケース	ユニオン UFB-295	H02.11	購入	60,770	(文博)1階東通路	使用
文ス	歴史文	学芸	084951	椅子	ロビーチェアー	コクヨ CN-803B	H03.03	購入	166,345	(文博)2階EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	084887	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)2階EV前	使用
文ス	歴史文	学芸	084871	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)2F障トイレ前	使用
文ス	歴史文	学芸	086354	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086355	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086356	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086357	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086358	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086359	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086360	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	086361	椅子	ロビーチェアー	チトセ ARC-20V	H03.03	購入	32,342	(文博)2Fロビー	使用
文ス	歴史文	学芸	084882	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)2F女子トイレ	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	084883	くず入れ	ダストボックス	オカムラ L946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)2F障トイレ	使用
文ス	歴文	学芸	084879	くず入れ	ダストボックス	オカムラ L946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)2F男子トイレ	使用
文ス	歴文	学芸	086218	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	71,688	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	086219	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	71,688	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	085060	ホワイトボード	ホワイトボード	プラス RW-360W	H03.03	購入	43,157	(文博)会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086239	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086240	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086241	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086242	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086243	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086266	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086267	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086268	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086269	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086270	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086271	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086272	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086273	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086274	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086275	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086276	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086277	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086278	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086279	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086280	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086281	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086282	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086283	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086284	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086285	彫刻台	彫刻台	チトセ 45×45×45	H03.03	購入	26,780	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	117278	ラック	オーロラ製ラック	テレビ台	H11.03	購入	52,731	(文博)会議室北倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	081843	椅子	回転椅子		H03.03	購入	40,170	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	085011	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	086377	机	脇机		H03.03	購入	16,995	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	086436	はしご	2連伸縮はしご	はせがわ VS-36	H03.03	購入	36,050	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	117282	ラック	コアビットデスク	コクヨ LD-75F1N	H12.07	購入	20,475	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	084826	除湿器	除湿器	日立 RD1603 LD	H03.03	購入	115,875	(文博)機械室	使用
文ス	歴文	学芸	146197	立看板	ファースト	ATS-2	H20.10.1	購入	89,250	(文博)北玄関	使用
文ス	歴文	学芸	085019	くず入れ	ダストボックス	コクヨ イレ- R60	H03.03	購入	11,330	(文博)ギャラリー 控室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	084885	くず入れ	ダストボックス	オカムラ L946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085006	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085014	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085015	キッチン	ビジネスキッチン	コクヨ BK-1	H03.03	購入	23,175	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	082307	アルタワー	アルタワー	ピカコーポレーション SNP-20	H03.03	購入	216,300	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	084804	消火器	消火器ケース	ユニオン UFB-295	H02.11	購入	60,770	(文博)ギャラリー	使用
文ス	歴文	学芸	085021	くず入れ	ダストボックス	コクヨ イレ-R60	H03.03	購入	11,330	(文博)クローク	使用
文ス	歴文	学芸	139415	棚	ボードラック	B6690-5	H16.09	購入	39,585	(文博)警備室	使用
文ス	歴文	学芸	086331	ロッカー	雑誌架	チトセ PSP-10	H03.03	購入	52,015	(文博)資料コーナー	使用
文ス	歴文	学芸	085091	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)資料コーナー	使用
文ス	歴文	学芸	084827	除湿器	除湿器	日立 RD1603 LD	H03.03	購入	115,875	(文博)清掃休憩室	使用
文ス	歴文	学芸	081858	ケース	展示ケース	コクヨ MV-C163UG	H03.03	購入	758,080	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	084983	ケース	展示ケース	コクヨ MV-C183EG	H03.03	購入	1,184,500	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	084984	ケース	展示ケース	コクヨ MV-C163UG	H03.03	購入	758,080	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	084985	ケース	展示ケース	コクヨ MV-C163UG	H03.03	購入	758,080	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	085035	ケース	展示用ハイケース	コクヨ MV-C293EG	H03.03	購入	3,502,000	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	085036	ケース	展示用ハイケース	コクヨ MV-C293EG	H03.03	購入	3,502,000	(文博)地下EV前	使用
文ス	歴文	学芸	084863	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-2	H03.03	購入	13,905	(文博)地下暗室前	使用
文ス	歴文	学芸	141871	棚	プラス中軽量棚	MS-7520-4K	H18.03	購入	35,490	(文博)地下暗室前	使用
文ス	歴文	学芸	141872	棚	プラス中軽量棚	MS-7520-4R	H18.03	購入	31,500	(文博)地下暗室前	使用
文ス	歴文	学芸	141873	棚	プラス中軽量棚	MS-7520-4R	H18.03	購入	31,500	(文博)地下暗室前	使用
文ス	歴文	学芸	081860	ケース	展示用覗きケース		H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	081861	ケース	展示用覗きケース		H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	081862	ケース	展示用覗きケース		H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	081863	ケース	展示用覗きケース		H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	084950	椅子	ロビーチェア	コクヨ CN-803B	H03.03	購入	166,345	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	095531	ケース	展示用覗きケース	コクヨ	H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	095532	ケース	展示用覗きケース	コクヨ	H03.03	購入	不明	(文博)地下通路	使用
文ス	歴文	学芸	154400	温湿度計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H23.10	購入	35,175	(文博)特別収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	150556	立看板	ファースト PS-72		H21.7.8	購入	14,574	(文博)特別展示室前	使用
文ス	歴文	学芸	085008	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)特別収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	085022	くず入れ	ダストボックス	コクヨ イレ-R60	H03.03	購入	11,330	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	085037	ケース	展示用覗きケース	コクヨ MV-C193VE	H03.03	購入	1,751,000	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086306	パネル	展示パネル	チトセ YA-242S	H03.03	購入	123,291	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086307	パネル	展示パネル	チトセ YA-242S	H03.03	購入	123,291	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086308	パネル	展示パネル	チトセ YA-242S	H03.03	購入	123,291	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086309	パネル	展示パネル	チトセ YA-242S	H03.03	購入	123,291	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086310	パネル	展示パネル	チトセ YA-242S	H03.03	購入	123,291	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	150557	立看板	ファースト PS-72		H21.7.8	購入	14,574	(文博)荷捌室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	084986	くず入れ	ダストボックス	コクヨ PF-HW10	H03.03	購入	80,340	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	084987	くず入れ	ダストボックス	コクヨ PF-HW10	H03.03	購入	80,340	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085061	椅子	屋外ベンチ	プラス LP-890	H03.03	購入	60,358	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085062	椅子	屋外ベンチ	プラス LP-890	H03.03	購入	60,358	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085063	椅子	屋外ベンチ	プラス LP-890	H03.03	購入	60,358	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085064	椅子	屋外ベンチ	プラス LP-890	H03.03	購入	60,358	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085065	椅子	屋外ベンチ	プラス LP-890	H03.03	購入	60,358	(文博)ベランダ	使用
文ス	歴文	学芸	085041	案内板	案内板	プラス 1B-600R	H03.03	購入	68,083	(文博)南玄関	使用
文ス	歴文	学芸	084865	ロッカー	コインロッカー	オカムラ45910B	H03.03	購入	91,155	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	084866	ロッカー	コインロッカー	オカムラ45910B	H03.03	購入	91,155	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	084867	ロッカー	コインロッカー	オカムラ45910B	H03.03	購入	91,155	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	084868	ロッカー	コインロッカー	オカムラ45910B	H03.03	購入	91,155	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	084880	テーブル	テーブル	オカムラD427BZ	H03.03	購入	42,230	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	085774	車椅子	車椅子	カワムラサイクルKR-300	H04.12	購入	27,398	(文博)ロッカールーム	使用
文ス	歴文	学芸	084801	消火器	消火器ケース	ユニオン UFB-295	H02.11	購入	60,770	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084881	テーブル	テーブル	オカムラD427BZ	H03.03	購入	42,230	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084892	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084893	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084894	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084895	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084896	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084897	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084898	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084899	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084900	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084901	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084902	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084903	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084904	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084905	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084906	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084907	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084908	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084909	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084910	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084911	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084912	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084913	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084914	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	084915	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084916	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084917	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084918	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084919	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084920	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	084921	パーテーション	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS6	H03.03	購入	20,497	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	085038	案内板	案内板	プラス 1B-400R	H03.03	購入	59,534	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	085039	案内板	案内板	プラス SW-116K	H03.03	購入	34,402	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	139013	椅子	会議用イス	MC-V25ES (656-757)	H16.03	購入	86,856	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	142279	ケース	AED収納ボックス(壁付け型)		H18.04	購入	42,000	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	146200	立看板	サインスタンド・ポールウエイト	PH-223	H20.12.27	購入	15,820	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	146201	立看板	サインスタンド・ポールウエイト	PH-223	H20.12.27	購入	15,820	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	085820	バリカー	バリカー	脚130本 長101本 中10本	H07.11	購入	1,308,100	(文博)ロビー-他	使用
文ス	歴文	学芸	084976	台車	台車	コクヨ TK-52	H03.03	購入	36,050	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	084977	脚立	脚立	コクヨ SP-37N	H03.03	購入	23,690	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	085020	くず入れ	ダストボックス	コクヨ イレ-R60	H03.03	購入	11,330	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086406	のこぎり	電気のこぎり	まきた#5800-NV	H03.03	購入	14,090	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	086432	工具	電気ドリル	リョービP-10S	H03.03	購入	11,639	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	081823	テーブル	会議用テーブル(幕板なし)	コクヨKT-S200T脚おりたたみ	H06.07	購入	12,360	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	081824	テーブル	会議用テーブル(幕板なし)	コクヨKT-S200T脚おりたたみ	H06.07	購入	12,360	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	081825	テーブル	会議用テーブル(幕板なし)	コクヨKT-S200T脚おりたたみ	H06.07	購入	12,360	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	084803	消火器	消火器ケース	ユニオン UFB-295	H02.11	購入	60,770	(文博)会議室入口	使用
文ス	歴文	学芸	084888	くず入れ	ダストボックス	オカムラL946EA	H03.03	購入	50,470	(文博)国際交流横	使用
文ス	歴文	学芸	081831	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	081848	椅子	肘付椅子	オカムラ	H03.03	購入	12,360	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	081851	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	081852	マイク	ハンドマイク	ナショナル WD-60A	H06.03	購入	15,913	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	084952	ロッカー	クリーンロッカー	コクヨ CLK-35AY	H03.03	購入	21,115	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	084960	金庫	金庫	コクヨ HS-E31M	H03.03	購入	136,990	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	085043	キッチン	ビジネスキッチン	プラス BK-900W	H03.03	購入	74,572	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	085762	温度計	デジタル温湿度計	TRH-C2	H03.05	購入	61,800	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	085791	テプラ	キングテプラ	SR-606	H04.08	購入	26,265	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	085823	書籍	全国博物館総覧	4巻	H08.05	購入	40,000	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	085825	照度計	照度計	IM-2D	H09.03	購入	44,496	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086332	テーブル	会議テーブル	チトセ MTK-24T	H03.03	購入	92,082	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086333	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086334	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)小展示室	使用
文ス	歴文	学芸	086335	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)小展示室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	086336	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086337	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)小展示室	使用
文ス	歴文	学芸	086338	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086339	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)小展示室	使用
文ス	歴文	学芸	086340	椅子	会議椅子	チトセ KD-20F	H03.03	購入	24,823	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086364	机	両袖机	7号	H03.03	購入	41,921	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086365	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086366	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086367	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086368	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086369	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086370	机	片袖机	7号	H03.03	購入	22,145	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086375	机	脇机		H03.03	購入	16,995	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086376	机	脇机		H03.03	購入	16,995	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086379	机	脇机		H03.03	購入	16,995	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086412	マイク	ワイヤレスシステム	WX-205C ナショナル	H03.03	購入	45,886	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086414	マイク	ワイヤレスマイク	WX-1600 ナショナル	H03.03	購入	26,419	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086431	抵抗計	デジタル絶縁抵抗計	日置3119-11	H03.03	購入	35,844	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086433	ケース	部品ケース	バンラックA415	H03.03	購入	36,050	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	086435	ケース	レターケース	バンラックA4-S210	H03.03	購入	15,038	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	104266	椅子	肘付椅子	CS43CR-FM16	H10.07	購入	29,873	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	108708	椅子	肘付椅子	CS43CR-FM16	H11.07	購入	29,873	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	111117	書籍	世界美術事典	全6巻	H11.11	購入	85,626	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	112918	書籍	日本民俗大事典	上下2巻	H12.05	購入	37,800	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	113311	椅子	肘付椅子	CS43CR-FM16	H12.08	購入	29,873	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	120377	椅子	肘付椅子	CS43CR-FM16		購入	29,873	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	141247	椅子	肘付回転椅子	オカムラCS743CS-FM16	H18.04	購入	29,837	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	143322	椅子	事務用椅子	KB-C90SL	H19.6.15	購入	14,700	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	143324	椅子	事務用椅子	KB-C90SL	H19.6.15	購入	14,700	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	143326	椅子	事務用椅子	KB-C90SL	H19.6.15	購入	14,700	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	144805	カメラ	デジタルカメラ	OLYMPUS E-510	H19.6.30	購入	119,800	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	144806	カメラ	カメラレンズ	OLYMPUS ZUKIO DIGITAL ED 50mm	H19.6.30	購入	75,389	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	150554	パソコン	APPLE MacBook	MB466J/A	H21.4.1	購入	163,920	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	156474	アダプタ	効コマードライトアダプタ	CWA-100	H23.12	購入	20,370	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	081836	キャビネット	クリヤーケースキャビネット	CN-B210F	H11.03	購入	43,050	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	081837	キャビネット	クリヤーケースキャビネット	CN-B115C	H11.03	購入	27,195	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	081838	キャビネット	クリヤーケースキャビネット	CN-B110F	H11.03	購入	24,255	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	084869	机	脇机	オカムラ4876CA	H03.03	購入	53,560	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	081855	椅子	回転いす	コクヨ回転いす	H03.03	購入	不明	(文博)受付	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	081856	整理棚	整理棚	オカムラ	H03.03	購入	不明	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	084858	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-3	H03.03	購入	15,347	(文博)女子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	084862	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-3	H03.03	購入	15,347	(文博)女子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	117283	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-3	H12.03	購入	33,363	(文博)女子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	085042	案内板	案内板	プラス 1B-600R	H03.03	購入	68,083	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	150555	立看板	ファースト PS-72		H21.7.8	購入	14,574	(文博)常設展示室前	使用
文ス	歴文	学芸	081826	テーブル	会議用テーブル(幕板あり)	170KT-PS200T脚おりたたみ	H06.07	購入	20,600	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	085821	棚	積層棚		H07.11	購入	6,386,000	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086244	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086245	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086246	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086247	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086248	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086249	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086250	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086251	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086252	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086253	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086254	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086255	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086256	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086257	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086258	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086259	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086260	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086261	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086262	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086263	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086264	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086265	彫刻台	彫刻台	チトセ 60×60×60	H03.03	購入	36,750	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	139006	椅子	会議用イス	MC-V25ES (656-757)	H16.03	購入	86,856	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	139007	椅子	会議用イス	MC-V25ES (656-757)	H16.03	購入	86,856	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	139012	椅子	会議用イス	MC-V25ES (656-757)	H16.03	購入	86,856	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	139135	テーブル	会議用テーブル	MO090PUW (680-383)	H16.05	購入	88,200	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	086222	展示台	木製展示台	アイチ MDS-1850-6322	H03.03	購入	96,820	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	086223	展示台	木製展示台	アイチ MDS-1850-6322	H03.03	購入	96,820	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	086224	展示台	木製展示台	アイチ MDS-1850-6322	H03.03	購入	96,820	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	086225	展示台	木製展示台	アイチ MDS-1850-6322	H03.03	購入	96,820	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	139005	テーブル	会議用テーブル	PRW (680-046)	H16.03	購入	45,675	(文博)体験学習室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	140455	標本箱	ドイツ型昆虫箱	ケニスGL型	H17.07	購入	12,600	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	140456	標本箱	ドイツ型昆虫箱	ケニスGL型	H17.07	購入	12,600	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	140457	標本箱	ドイツ型昆虫箱	ケニスGL型	H17.07	購入	12,600	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	085002	テーブル	応接テーブル	コクヨ NT-300	H03.03	購入	35,020	(文博)大会 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085003	椅子	応接椅子	コクヨ CE-157KM	H03.03	購入	72,100	(文博)大会 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085004	椅子	応接椅子	コクヨ CE-150KM	H03.03	購入	53,560	(文博)大会 控室	使用
文ス	歴文	学芸	085005	椅子	応接椅子	コクヨ CE-150KM	H03.03	購入	53,560	(文博)大会 控室	使用
文ス	歴文	学芸	081827	テーブル	会議用テーブル(幕板あり)	コクヨKT-PS200T脚おりたた	H06.07	購入	20,600	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	081828	テーブル	会議用テーブル(幕板あり)	コクヨKT-PS200T脚おりたた	H06.07	購入	20,600	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085000	花台	花台	コクヨ WF-210	H03.03	購入	34,505	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085074	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	35,844	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085075	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	35,844	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085076	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	35,844	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085077	机	会議机	プラス YTS-615DM	H03.03	購入	35,844	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085078	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085079	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085080	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085081	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085082	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085083	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085084	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085085	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085086	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085087	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085088	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085089	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085090	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085092	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085093	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085094	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085095	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085096	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085097	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085098	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085099	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085100	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085101	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085102	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085103	机	会議机	プラス YTS-615D	H03.03	購入	25,647	(文博)大会議室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	085143	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085144	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085145	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085146	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085147	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085148	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085149	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085771	司会者台	司会者台ローズ	ウチダ357-5056	H04.10	購入	95,790	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086150	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086151	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086152	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086153	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086154	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086155	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086156	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086157	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086158	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086159	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086160	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086161	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086162	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086163	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086164	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086165	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086166	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086167	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086168	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086169	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086170	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086171	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086172	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086173	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086174	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086175	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086176	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086177	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086178	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086179	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086180	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	086181	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086182	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086183	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086184	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086185	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086186	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086187	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086188	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086189	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086190	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086191	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086192	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086193	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086194	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086195	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086196	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086197	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086198	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086199	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086200	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086201	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086202	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086203	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086204	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086205	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086206	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086207	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086208	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086209	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086210	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086211	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086212	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086213	椅子	会議椅子	プラス MC-252	H03.03	購入	15,244	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086214	台車	椅子収納台車	プラス S-350	H03.03	購入	27,398	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086215	台車	椅子収納台車	プラス S-350	H03.03	購入	27,398	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086216	台車	椅子収納台車	プラス S-350	H03.03	購入	27,398	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	086217	台車	椅子収納台車	プラス S-350	H03.03	購入	27,398	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	153156	アンプ	ワイヤレスアンプ	TOA WA-1812	H22.10.1	購入	69,825	(文博)大会議室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	153157	マイク	ワイヤレスマイク	TOA WM-1220	H22.10.1	購入	27,300	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	085009	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	085010	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	085012	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	085013	椅子	椅子	コクヨ CF-B21S2	H03.03	購入	10,094	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	084860	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-3	H03.03	購入	15,347	(文博)男子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	084861	ロッカー	更衣用ロッカー	LK-3	H03.03	購入	15,347	(文博)男子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	081834	ラック	マガジンラック	プラス RF070MR	H11.03	購入	59,640	(文博)電気室	使用
文ス	歴文	学芸	081835	ラック	マガジンラック	プラス RF070MR	H11.03	購入	59,640	(文博)電気室	使用
文ス	歴文	学芸	084822	除湿器	除湿器	日立 RD1603 LD	H03.03	購入	115,875	(文博)電気室	使用
文ス	歴文	学芸	084824	除湿器	除湿器	日立 RD1603 LD	H03.03	購入	115,875	(文博)電気室	使用
文ス	歴文	学芸	085033	ラック	中量ラック	コクヨ MM-08625G セット	H03.03	購入	658,170	(文博)特別収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	085050	机	和机	プラス YT-63D	H03.03	購入	16,686	(文博)和室	使用
文ス	歴文	学芸	085051	机	和机	プラス YT-63D	H03.03	購入	16,686	(文博)和室	使用
文ス	歴文	学芸	174668	ディスプレイラック	タカシン ディスプレイラック	ウォルフィットWF-1212DP	H30.3.31	購入	31,891	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	179820	BDプレイヤー	ソニーブルーレイディスクプレイヤー	BDP-S1500	R2.2.4	購入	10,772	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	174619	テレビスタンド	テレビスタンド ハヤミ	PH815	H30.3.31	購入	45,144	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174650	ワイヤレスアンプ	ワイヤレスアンプ	TOA WA2700	H30.3.31	購入	59,400	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174651	ワイヤレスチューナー	ワイヤレスチューナー	TOW WTU1720	H30.3.31	購入	21,060	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174652	ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク	TOW WM1220	H30.3.31	購入	29,700	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174653	ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク	TOW WM1220	H30.3.31	購入	29,700	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174670	パテーション	3連スクリーンクロスワイド	TP3-1809PN-FFR	H31.2.14	購入	37,800	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	174671	パテーション	3連スクリーンクロスワイド	TP3-1809PN-FFR	H31.2.14	購入	37,800	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	104815	長いソファ		COOLPIX-B501	H30.2.28	編入	0	(文博)2階廊下	使用
文ス	歴文	学芸	179821	翻訳機	ポケットークS	PTSGG	R2.2.4	購入	29,502	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	179822	荷物置き台	荷物置き台	Zero-X 6030D	R2.2.5	購入	18,700	(文博)受付	使用
文ス	歴文	学芸	174672	折りたたみ式大型作業台	フジステージ手摺付	F1219RA	H31.2.14	購入	128,520	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	180653	脚立	脚立	MS-210FX	R2.6.25	購入	11,762	(文博)ギャラリー 控室	使用
文ス	歴文	学芸	162802	温湿度ロガー	H I O K I	LR5001	H28.3.30	購入	28,080	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	163990	プリンター	EPSON	EW-M660FT	H28.4.1	購入	50,583	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	163991	パソコン	i-Mac	C02R90ACGG7F	H28.4.1	購入	186,530	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	163992	レジスター	カシオ電子レジスター	TE-2600	H28.4.1	購入	55,296	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	163996	事務機器	フィルムスキャナー		H28.5.6	購入	11,800	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	170945	冷蔵庫	冷凍冷蔵庫	SJ-23A	H28.8.24	購入	48,384	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	170947	デジタルカメラ	デジタルカメラ	COOLPIX A300	H28.12.25	購入	16,719	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	170960	缶バッジマシーン	興亜産業株式会社	P/N170120 NEW 44J OLD WKS/N170217 44J-029	H29.7.18	購入	48,060	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	170948	デジタルカメラ	ニコン	COOLPIX-B500	H29.8.24	購入	29,646	(文博)事務室	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	174637	紙折機	紙折機 ドレスイン	MA150	H30.3.16	購入	97,200	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	174646	BDプレーヤー	パイオニアBDプレーヤー	BDP3140K	H30.3.20	購入	11,880	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	174647	ビデオカメラ	SONY ビデオカメラ	HDR CX470B	H30.3.20	購入	29,484	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	174648	デジタルカメラ	デジタル一眼レフカメラ及び三脚他	ニコン D5300 AF-P ダブルズームキット	H30.3.25	購入	95,974	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	174669	照度計	デジタル照度計	TOPCON IM-2D	H30.8.28	購入	52,056	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	176940	担架	緊急用簡易担架レスキューボード3折タイプ	安達紙器工業RB-201	H31.3.27	購入	14,580	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	163997	温湿度記録計	シグマII型温湿度記録計	7210-00	H28.6.18	購入	39,420	(文博)常設展示室	使用
文ス	歴文	学芸	159760	ロッカー	更衣ロッカー	4連タイプ	H26.9	受贈	29,300	(文博)女子更衣室	使用
文ス	歴文	学芸	163993	棚	5段ハイシェルフ		H28.4.11	購入	10,206	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	163994	棚	5段ハイシェルフ		H28.4.11	購入	10,206	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	170946	脱臭機	集じん機能付き脱臭機	HDS-302C	H28.12.20	購入	18,351	(文博)第1収蔵庫	使用
文ス	歴文	学芸	162165	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162166	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162167	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162168	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162169	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162170	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162171	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	162172	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H27.11.12	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170949	ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク	TOA WN 1320	H29.2.3	購入	35,456	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170951	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-953KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170952	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-954KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170953	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-955KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170954	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-956KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170955	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-957KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170956	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-958KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170957	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-959KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	170958	展示パネル	チョダシステム	WZ-2274-960KL	H29.3.31	購入	56,025	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	179121	机	折りたたみテーブル	TWS-M0945WN	R1.12.26	購入	12,650	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	179122	机	折りたたみテーブル	TWS-M0946WN	R1.12.26	購入	12,650	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	179123	机	折りたたみテーブル	TWS-M0947WN	R1.12.26	購入	12,650	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	179124	机	折りたたみテーブル	TWS-M0948WN	R1.12.26	購入	12,650	(文博)会議機械室	使用
文ス	歴文	学芸	170950	桧扇	桧扇 三十八橋 松竹梅彩色入り		H29.3.31	購入	151,200	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	179823	鏡	ローコストスチールミラーワイド	5880-10	R2.2.10	購入	13,662	(文博)体験学習室	使用
文ス	歴文	学芸	174627	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174628	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174629	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用

部名	課名	係名	備品番号	分類	品名	型式型番	取得年月	取得方法	取得価格(円)	保管(設置)場所	管理状況
文ス	歴文	学芸	174630	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174631	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174632	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174633	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174634	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174635	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	174636	展示台	展示台用アクリルBOX	特注	H30.3.5	購入	49,140	(文博)倉庫	使用
文ス	歴文	学芸	170961	大判プリンター	EPSON	SCP8050(SCP8RC7はキヤノンモデル)	H29.7.20	購入	442,457	(文博)市史編さん室	使用
文ス	歴文	学芸	162803	スベックスタンド	ファースト	SU-66	H28.3.31	購入	99,900	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	180654	テント	テント	EA-915-51	R2.7.8	購入	20,273	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	180712	テント	テント	EA-915-51	R2.7.21	購入	20,273	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	174638	液晶テレビ	SHARP 液晶テレビ 50型	LC50U45(4K)	H30.3.20	購入	95,472	(文博)荷捌室	使用
文ス	歴文	学芸	163995	スタンド	A3サイズパネルスタンド		H28.4.25	購入	49,896	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	174673	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3横	2701SA3ヨコ	H31.2.16	購入	14,904	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	174674	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3横	2701SA3ヨコ	H31.2.16	購入	14,904	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	174675	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3横	2701SA3ヨコ	H31.2.16	購入	14,904	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	174676	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3横	2701SA3ヨコ	H31.2.16	購入	14,904	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	176938	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3縦	2701SA3タテ	H31.2.16	購入	19,548	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	176939	サインスタンド	ベルクサインスタンドA3縦	2701SA3タテ	H31.2.16	購入	19,548	(文博)ロビー	使用
文ス	歴文	学芸	157553	ロッカー	更衣ロッカー	2段タイプ	H26.9	受贈	23,100	(文博)和室	使用
文ス	歴文	学芸	182102	デジタルカメラ	デジタルカメラ	オリンパス(Tough)TG6BLK	R05.02	購入	50,402	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185306	机	折りたたみ長机	アール・エフ・ヤマカワ	R5.03	購入	21,510	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185307	机	折りたたみ長机	アール・エフ・ヤマカワ	R5.03	購入	21,510	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185308	机	折りたたみ長机	アール・エフ・ヤマカワ	R5.03	購入	21,510	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185309	机	折りたたみ長机	アール・エフ・ヤマカワ	R5.03	購入	21,510	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185310	机	折りたたみ長机	アール・エフ・ヤマカワ	R5.03	購入	21,510	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185391	来客カウンターシステム	来客カウンターシステム	一式	R5.03	購入	88,000	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185392	来客カウンターシステム	来客カウンターシステム	一式	R5.03	購入	88,000	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	185830	台車	台車	折り畳み会議テーブル用	R5.02	購入	60,800	文化博物館	使用
文ス	歴文	学芸	149494	テーブル	会議用テーブル	コクヨKT-PJS927S棚付パネル無	H21.08	購入	40,530	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	149495	テーブル	会議用テーブル	コクヨKT-PJS927S棚付パネル無	H21.08	購入	40,530	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	149496	テーブル	会議用テーブル	コクヨKT-PJS927S棚付パネル無	H21.08	購入	40,530	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	149497	テーブル	会議用テーブル	コクヨKT-PJS927S棚付パネル無	H21.08	購入	40,530	(文博)大会議室	使用
文ス	歴文	学芸	187282	段差プレート	ゴム段差プレート	アイリスオーヤマGDP-1560	R5.12	購入	12,120	(文博)	使用
文ス	歴文	学芸	187872	タープテント	タープテント		R6.03	購入	16,940	(文博)	使用
文ス	歴文	学芸	187873	タープテント	タープテント		R6.03	購入	16,940	(文博)	使用
文ス	歴文	学芸	187874	テプラ	テプラ	PRO SR530	R6.04	購入	13,491	(文博)事務室	使用
文ス	歴文	学芸	187875	洗濯機	洗濯機	アクア AQW-S4P	R6.04	購入	69,300	(文博)荷捌室	使用

業務区分	概要	運営主体		費用分担	備考			
		市	指定管理者					
博物館経営	総合調整	館の総合的な方針決定 指定管理者と市関係部門との連携を図るための業務調整	◎		市			
	館長業務	指定管理業務の責任者		◎	指定管理者			
	事業計画	指定管理業務にかかる事業運営計画の策定、 進行管理		◎	指定管理者			
博物館運営 (指定管理者が担当するもの)	受付・総合案内	受付業務		◎	指定管理者	市業務に関する初期対応を含む。		
		問合せ対応		◎	指定管理者	市業務に関する初期対応を含む。		
		利用料金の收受		◎	指定管理者			
		博物館関連商品の企画・販売		◎	指定管理者			
	特別展	開催に必要な一切の事項		◎	指定管理者	企画及び日程は双方協議の上決定する。		
	集客事業	博物館への集客を促す 取り組み	展覧会関連イベント		◎	指定管理者	特別展・企画展をはじめとする博物館事業 全体への集客を対象とする。	
			教育普及事業		◎	指定管理者		
			自主事業		◎	指定管理者		
			館外活動		◎	指定管理者		
			広報活動		◎	指定管理者		
貸館業務	ギャラリー・大会議室の使用許可に関する こと			◎	指定管理者	市から行政財産使用許可を受け、指定管理 者が実施する。		
		ギャラリー・大会議室の運営に関する こと		◎	指定管理者			
博物館運営 (主に市が担 当するもの)	企画展	企画・展示に関する内容	◎		指定管理者	日程は双方協議の上決定する。 広報業務をはじめとする集客事業は指定管 理者が担当する。		
	魚住文化財収蔵庫 展	企画・展示に関する内容	◎		指定管理者	広報業務をはじめとする集客事業は指定管 理者が担当する。		
	博物館資料に関す ること	資料の収集		◎		指定管理者		
		資料の保管		◎	設備・警 備等	指定管理者	収蔵場所の設備・警備、燻蒸等は指定管理 者が担当する。	
		資料の展示		◎	設備・警 備等	指定管理者	展示場所の設備・警備等は指定管理者が担 当する。	
		資料の調査研究		◎		指定管理者		
		研究成果の還元		◎		指定管理者		
		資料データベースの作成		◎		指定管理者		
	常設展示室・体験 学習室	展示資料の管理		◎	設備・警 備等	指定管理者		
			資料の展示替え		◎	指定管理者		
			展示機材の保守			◎	指定管理者	
			展示消耗品の購入・修理			◎	指定管理者	十二単、鎧、レプリカ等を含む。
平和資料室	平和資料室の管理運営	◎	設備・警 備等	市・指定管理者	資料は市人権推進課が管理する。 設備、清掃等は指定管理者が担当する。			
博物館運営 (双方で実施 するもの)	その他の業務	協議会等への出席	◎	◎	市・指定管理者	内容に応じて市・指定管理者それぞれが担 当する。		
		施設の円滑な運営のために必要な業務	◎	◎	市・指定管理者	内容に応じて市・指定管理者それぞれが担 当する。		
		図書の購入・分類・保管	◎	◎	市・指定管理者	必要に応じて市・指定管理者それぞれが担 当する。		
		ボランティア育成・活動支援	◎	◎	市・指定管理者	内容に応じて市・指定管理者それぞれが担 当する。		
施設管理	保守管理業務	保守管理・保守点検業務		◎	指定管理者			
		施設の修繕	◎ (大規模 修繕)	◎	指定管理者	大規模修繕は市が経費負担をする。指定管 理者は実施に協力すること。		
	備品管理業務	備品管理			◎	指定管理者		
		備品購入			◎	指定管理者		
清掃・警備等	植栽・清掃・警備等業務			◎	指定管理者			
市文化財業務		問い合わせ対応	◎	○ (初期対 応)	-	初期対応(受付等)は指定管理者が担当す る。		
		資料管理	◎		市			
		事務室(文化財・市史編さん・作業室)及び 作業場所の管理	◎	設備・警 備等	市			
		その他文化財業務	◎		市			

注 「運営主体」の欄中、「◎」は主に業務を行う者、「○」は従に業務を行う者を表す。

文化博物館の施設等の管理指針

階	室名	面積 (㎡)	管理の主体		管理方針	利用者の 立入
			市	指定管理者		
1階	常設展示室	435	○(展示資料)	設備・清掃・警備等	・博物館利用者が快適に観覧ができるように配慮する。 ・展示資料の劣化防止に配慮した環境設定を行う。	○
	特別展示室	198	○(展示資料)	◎		
	体験学習室	113	○(展示資料)	◎		
	資料コーナー	43		◎		
	事務室	126		◎	・職員等の執務環境として適正に管理する。	×
	会議室(旧小展示室)	31		◎	・職員等の会議スペースとして適正に管理する。	×
	作業室	53	◎	設備・清掃・警備等	・市職員等の執務環境として適正に管理する。	×
	事務室(歴史文化財担当(文化財))	57	◎	設備・清掃・警備等	・市職員等の執務環境として適正に管理する。	×
	ロビー	497		◎	・博物館利用者が快適に利用できるように配慮する。	○
	トイレ	48		◎		○
	荷捌室	66		◎	・共用部分として適正に管理を行う。	×
	その他(階段・廊下等)	214		◎		△
2階	ギャラリー	401		◎	・博物館利用者が快適に観覧ができるように配慮する。 ・展示資料の劣化防止に配慮した環境設定を行う。 ・平和資料室資料は市人権推進課が担当する。	○
	平和資料室	31	○(展示資料)	◎		
	市史編さん担当事務室	59	◎	設備・清掃・警備等	・市職員等の執務環境として適正に管理する。 ・市史編さん担当事務室に設置の長尺プリンターの保守管理は指定管理者が担当する。	×
	大会議室	154		◎	・博物館利用者が快適に利用できるように配慮する。	○
	トイレ	41		◎		○
	テラス	-		◎		○
	その他(階段・廊下等)	359		◎		△
地階	第1収蔵庫(民具・近代文書)	156	◎	設備・警備等	・原則として職員以外の入室を制限する。 ・調査研究、維持管理のため、その他の者の入室が必要な場合は、職員が同行する。	×
	倉庫(大型民具・考古資料)	551	◎	設備・警備等		
	特別収蔵庫(絵画・歴史資料)	156	◎	設備・警備等		
	燻蒸室	45	◎	設備・警備等	・施設及び設備について適切な管理を行う。	
	スタジオ	25	◎	設備・警備等	・原則として職員以外の入室を制限する。 ・調査研究、維持管理のため、その他の者の入室が必要な場合は、職員が同行する。	
	倉庫(小)	14	◎	設備・警備等		
	機材庫	28	◎	設備・警備等		
	機械室・電気室・ハロンボンベ室	510		◎	・関係法令に基づき、適切な管理を行う。	
	その他(階段・廊下等)	467		◎	・共用部分として適切に管理を行う。	
屋階				◎	・施設及び設備について適切な管理を行う。	×
別棟	レストラン棟	97		◎	・博物館利用者が快適に利用できるように配慮する。	○
屋外	駐車場			◎	・博物館利用者が安全に利用でき、周辺に迷惑がかからないよう管理する。	○
	公用車駐車場		◎	清掃・警備等		×
	敷地内			◎	・博物館利用者が安全に利用でき、周辺に迷惑がかからないよう管理する。	○

注1 「管理の主体」欄中、「◎」は主に管理を行う者、「○」は従に管理を行う者を表す。

注2 「管理方針」欄中、特に記載の無い場合「職員」は市・指定管理者双方の職員を表す。

注3 「利用者の立入」欄中、「○」は立入可、「×」は立入不可、「△」は一部立入不可を表す。

資料7 企画展について

企画展について

市学芸員が担当し、文化博物館と魚住文化財収蔵庫で開催する展覧会です。市学芸員は市の歴史・文化を継承するための業務（資料収集、調査・研究）を担当しています。企画展では市の歴史・文化の調査・研究成果を展示し、市民が市の歴史・文化への興味関心を持ち、市への理解及び愛着を深めることを目的としています。

文化博物館での企画展は1年に4回を基本とし、会期は6週～7週を目安とします。第5期に予定する開催日程は別紙のとおりです。

魚住文化財収蔵庫での企画展は1年に3回を基本とします。

これまでの展示内容

明石藩の世界	旧明石藩領内の事物に関する展示
発掘された明石の歴史展	近年の市内発掘調査結果に関する展示
郷土作家展	市ゆかりの芸術家の作品展示
くらしのうつりかわり展	小学校学習指導要領（第3学年）の参考展示（「市の様子の移り変わり」「生活の道具などの時期による違い」）
その他明石の歴史・文化に関する展示	地域に残る祭りの展示（明石の布団太鼓） 郷土偉人の紹介（東二見横河家の功績、柿本人麿と明石）

企画展に関して指定管理者が実施する内容

企画展の企画、展示、印刷物（チラシ、ポスター、図録など）の作成、会期中のイベント（講演会、ワークショップなど）は市学芸員が担当します。

指定管理者は企画展への集客を促す業務を担当してください。以下は現在企画展を開催する際の役割分担です。

市	指定管理者
企画立案・展示作業	広報・PR
印刷物の作成	集客を促すデザイン案の提案 発送業務
イベント立案・実施	広報・PR 参加者募集

資料 8

2025年度（令和7年度）明石市立文化博物館 展覧会日程案

期間	開館日数	種別	担当	備考
4月1日(火)～5月11日(日)	36	春季特別展	指定管理者	
5月24日(土)～7月6日(日)	38	企画展	市学芸員	
燻蒸				
7月19日(土)～9月7日(日)	44	夏季特別展	指定管理者	市が内容を指定
9月20日(土)～11月3日(月・祝)	39	企画展	市学芸員	
11月15日(土)～12月28日(日)	32	企画展	市学芸員	
1月17日(土)～3月15日(日)	50	企画展	市学芸員	

※夏季特別展前に燻蒸実施

資料 8

2026年度（令和8年度）明石市立文化博物館 展覧会日程案

期間	開館日数	種別	担当	備考
3月28日(土)～5月17日(日)	44	春季特別展	指定管理者	
5月30日(土)～7月5日(日)	32	企画展	市学芸員	
燻蒸				
7月18日(土)～8月31日(月)	39	夏季特別展	指定管理者	
9月13日(土)～11月3日(火・祝)	44	企画展	市学芸員	
11月15日(日)～12月31日(木)	37	館内エレベーター工事		
1月16日(土)～3月7日(日)	44	企画展	市学芸員	

※夏季特別展前に燻蒸実施

資料 8

2027年度（令和9年度）明石市立文化博物館 展覧会日程案

期間	開館日数	種別	担当	備考
3月20日(土)～5月9日(日)	44	春季特別展	指定管理者	
5月22日(土)～6月27日(日)	32	企画展	市学芸員	
燻蒸				
7月10日(土)～9月5日(日)	50	夏季特別展	指定管理者	
9月18日(土)～11月7日(日)	44	企画展	市学芸員	
11月20日(土)～12月28(日)	33	企画展	市学芸員	
1月15日(土)～3月5日(日)	44	企画展	市学芸員	

※夏季特別展前に燻蒸実施

資料9 指定管理者実施事業

指定管理者が実施する集客事業の2023年度（令和5年度）の開催実績と2024年度（令和6年度）の予定は以下の通りです。

教育普及事業と自主事業の実施回数は2024年度（令和6年度）の内容を基準とします。

2023年度（令和5年度）実施事業

【展覧会関係イベント】

内容	回数	備考
講演会	1	春季特別展
	1	夏季特別展
	5	企画展
展示解説・ギャラリートーク	2	春季特別展
	2	夏季特別展
	1	企画展
ワークショップ	2	春季特別展
	2	夏季特別展
	2	企画展
	1	2024年度春季特別展
古文書講座	1	企画展
おっちゃんの紙芝居	4	企画展
読み聞かせ	4	2024年度春季特別展
人形劇	1	2024年度春季特別展

※企画展に係るイベントは市が企画・実施し、指定管理者が集客しています。

【教育普及事業】

内容	回数	備考
探検ツアー	1	ひょうごプレミアム芸術デー
	1	あかし文化芸術月間
ワークショップ	1	ひょうごプレミアム芸術デー
	1	あかし文化芸術月間
	12	体験プログラム
	6	外部施設への出前講座
コンサート	1	ひょうごプレミアム芸術デー
文化講座	6	内3回市が担当
トライやるウィーク受入	2	6名+3名
博物館実習受入	1	5日間 5名受入
着付体験	22	十二単 36名、鎧 29名
機織体験	10	59名

資料9 指定管理者実施事業

【自主事業】

市内と近隣の高校・大学の美術部生徒・学芸による展覧会 ギャラリートーク 2回
市民公募写真展 ロビーコンサート 1回
クリスマスマーケット ブース出店 24店 コンサート 4回

資料9 指定管理者実施事業

2024年度（令和6年度）実施予定事業

【展覧会関係イベント】

内容	回数	備考
講演会	2	春季特別展
	4	夏季特別展
	8	企画展
展示解説・ギャラリートーク	1	夏季特別展
	22	企画展
ワークショップ	5	春季特別展
	3	企画展
古文書講座	2	企画展
おっちゃんの紙芝居	4	企画展

※企画展に関するイベントは市が企画・実施し、指定管理者が集客しています。

【教育普及事業】

内容	回数	備考
「ひょうごプレミアム芸術デー」への参加		
「あかし文化芸術月間」への参加		
アウトリーチ事業	5	外部施設への出前講座
文化講座	6	市と合同開催
体験プログラム	4	市と合同開催
トライやるウィーク受入	1	
博物館実習受入	1	
着付体験		
機織体験		

【自主事業】

市内と近隣の高校・大学の美術部生徒・学芸による展覧会
市民公募写真展
明石まちなかブックスポット
クリスマスマーケット

資料10 評価項目表

評価項目		配点	
運営方針	文化博物館の設置目的に合致した方針	15点	
	利用者の利用目的に沿った平等な利用の確保及びサービスの向上		
	集客に向けた方策		
	利用者の利用目的に沿った満足度を向上するための方策		
	インクルーシブな博物館運営の実現に向けた方策		
運営体制	運営体制の基本的な考え方	10点	
	業務ごとの人員配置と勤務体制		
	職員の研修や指導監督等		
	申請者が安定した施設管理、事業実施に必要な人員及び能力、財政的基盤を有していること		
事業計画	特別展	特別展のコンセプト	10点
		コンセプトを実現するために必要と考えること	
		コンセプトを実現するために有効と考える貴団体のアピールポイント	
	提案事項	文化活動を発表したい方の発表の場・博物館活動への参画・交流の場としての役割の強化	7点
		市内及び周辺の文化施設等関係機関との連携	7点
		常設展示室への誘客	7点
		子どもが楽しめる企画の実施	7点
		展望テラス、ロビー、レストランをはじめとする施設の有効活用	7点
	貸館業務	貸館業務についての基本的な考え方	5点
		貸館業務実施に有効と考える貴団体のアピールポイント	
	施設管理業務	施設管理業務についての基本的な考え方と具体的な維持管理方法	5点
		施設管理業務の実施に有効と考える貴団体のアピールポイント	
	市との協力・協働体制	業務分割方式で博物館をひとつの組織として運営するにあたっての留意点	10点
		市との協力・協働に必要と考える具体的な組織運営方法	
市との協力・協働を進めるにあたり、有効と考える貴団体のアピールポイント			
その他	教育普及、環境への配慮、子育て支援に関する取組み、地域への貢献、個人情報保護、情報公開、防犯・防災対策についての基本的な考え方と具体的な方策	5点	
収支計画 指定管理料提案価格	収支計画の妥当性	5点	
	施設改善金の割合の高低		
	価格点		
合 計		100点	

【資料 11】

関連例規

- 1 明石市立文化博物館条例
- 2 明石市立文化博物館条例施行規則
- 3 明石文化芸術創生条例
- 4 明石市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領

改正

平成18年6月29日条例第45号
平成19年3月29日条例第12号
平成19年9月27日条例第40号
平成23年12月26日条例第34号
平成25年3月29日条例第24号

明石市立文化博物館条例

(設置)

第1条 歴史、民俗等に対する市民の理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び振興に資するため、本市に文化博物館を設置する。

(位置及び名称)

第2条 文化博物館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 明石市上ノ丸2丁目13番1号

名称 明石市立文化博物館（以下「文化博物館」という。）

(事業)

第3条 文化博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、民俗等に関する実物、複製、模写、図書、写真、フィルム等の資料（以下「博物館資料」という。）に関する調査及び研究
- (2) 博物館資料の収集、保管及び展示
- (3) 展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (4) 市民の文化に関する展示、集会等のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

第4条 削除

(観覧料)

第5条 博物館資料を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の展示（以下「特別展」という。）をしたときの観覧料は、2,000円以内で市長が定める額（中学生、小学生及び小学校就学前の者は、無料とする。）とする。

2 市長は、年間観覧券その他の規則で定める特別利用券を、4,000円以内で市長が定める額で発行することができる。

(使用許可及び使用料)

第6条 ギャラリー、大会議室及び駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用を許可せず、入館若しくは観覧を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのあるとき又はこれらのおそれのある物品、動物等を携帯するとき。
- (3) 専ら営利を目的とした事業を営むとき。
- (4) その他文化博物館の管理上支障があると認めるとき。

(観覧料等の減免)

第8条 市長は、規則で定める事由があるときは、第5条第1項に規定する観覧料及び第6条第2項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第9条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由があるときは、これら

の全部又は一部を還付することができる。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、文化博物館の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反して使用するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他管理運営に支障を生じさせたとき。

2 前項の場合において、使用者に損失が生じても、市は、その補償の責任を負わない。

(特別の設備の承認)

第12条 使用者は、特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、文化博物館の施設等の使用を終えたとき又は第11条第1項の規定により、使用許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに、市長の指示に従い、当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者に請求することができる。

(使用者等の管理義務)

第14条 使用者は、使用期間中その使用に係る文化博物館の施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者、観覧者その他文化博物館の利用者は、故意又は過失により文化博物館の施設等又は博物館資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(立入り等)

第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、文化博物館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に、文化博物館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に文化博物館の管理を行わせている場合における第6条第1項及び第3項、第7条、第11条第1項、第12条、第13条並びに前条の規定の適用については、これらの規定(前条を除く。)中「市長」とあるのは「第16条第1項に規定する指定管理者」と、前条の規定中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、文化博物館の管理を行わなければならない。

2 休館日及び開館時間は、規則で定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 文化博物館の利用及びその制限に関すること。
- (3) 文化博物館の観覧料及び使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務
- (4) 文化博物館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(利用料金制)

第19条 市長は、第16条第1項の規定により指定管理者に文化博物館の管理を行わせる場合、博物館資料の観覧並びにギャラリー、大会議室及び駐車場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)

を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、観覧者及び使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、博物館資料の観覧については別表第1に定める観覧料の額の範囲内において、ギャラリー、大会議室及び駐車場の使用については別表第2に定める使用料の額の範囲内において、特別展の観覧については第5条第1項ただし書に規定する観覧料の額の範囲内において、それぞれ指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て、年間観覧券その他の特別利用券を発行することができる。この場合において、特別利用券の額は、第5条第2項に規定する観覧料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 5 指定管理者は、第8条の規定に準じて、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者は、第9条の規定に準じて、利用料金を還付することができる。
- 7 第5条、第6条第2項及び前条第3号の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成3年9月規則第56号で、同3年10月1日から施行)

附 則 (平成18年6月29日条例第45号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に教育委員会より文化博物館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定を受けている者は、この条例による改正後の明石市立文化博物館条例第16条第1項に規定する市長の指定を受けた者とみなす。

附 則 (平成19年9月27日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市立文化博物館条例第19条第3項及び別表第2の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る観覧料又は使用料について適用し、同日前の使用に係る観覧料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月26日条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

観覧料

区分		一般観覧料	団体観覧料 (20人以上)
常設展示観覧	大人	200円	160円
	大学・高校生	150円	120円

備考

- 1 「常設展示観覧」とは、文化博物館が平常的に展示する博物館資料の観覧をいう。
- 2 「大人」とは、大学・高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 3 「大学・高校生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずるものに在学する者をいう。
- 4 中学生、小学生及び小学校就学前の者については、観覧料を徴収しない。

別表第2（第6条関係）

使用料

使用区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ギャラリー	全室	平日	4,200円	5,600円	4,200円	9,800円	9,800円	14,000円
		土・日・休日	4,800円	6,400円	4,800円	11,200円	11,200円	16,000円
	半室	平日	2,100円	2,800円	2,100円	4,900円	4,900円	7,000円
		土・日・休日	2,400円	3,200円	2,400円	5,600円	5,600円	8,000円
大会議室	平日	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円	
	土・日・休日	2,100円	2,800円	2,100円	4,900円	4,900円	7,000円	
駐車場			1台1時間につき100円。この場合において、その使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。ただし、1日1回当たりの駐車場の使用料の額が1,000円を超える場合は、1,000円とする。					

備考

- 1 附属設備の使用料は、1時間につき800円以内で規則で定める。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

改正

平成19年12月17日規則第69号

平成24年3月19日規則第5号

平成25年3月29日規則第12号

平成28年9月26日規則第53号

明石市立文化博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市立文化博物館条例（平成3年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、明石市立文化博物館（以下「文化博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 文化博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(開館時間)

第3条 文化博物館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 観覧料を納付して観覧する施設 午前9時30分から午後5時30分まで（入館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。）

(2) 使用許可を受けて使用する施設 午前9時から午後9時まで

(観覧券の交付)

第4条 指定管理者は、観覧料の受領と引換えに観覧券を交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第19条第3項に規定する特別展を実施する場合は、前売観覧券を発行することができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定によりギャラリー及び大会議室の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者が市長の承認を得て定める許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、ギャラリー及び大会議室の使用の許可を決定したときは、利用料金の納付があった後、指定管理者が市長の承認を得て定める許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、指定管理者は、利用料金を後納させることができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) その他指定管理者が必要と認める場合

3 前2項の規定は、使用許可を受けた者が許可された事項を変更する場合に準用する。

4 駐車場を使用しようとする者は、入場の際駐車券を受け取ることにより、条例第6条第1項の規定による使用の許可を受けたものとみなし、出場の際条例第19条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付するものとする。

5 第1項の使用許可の申請は、使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から行うことができる。

(使用許可の条件)

第6条 指定管理者は、ギャラリーの使用を許可する場合にあっては3週間、大会議室の使用を許可する場合にあっては3日間を超えるとときは、許可しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(使用時間の範囲)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(使用許可の申請の取り下げ)

第8条 使用者がギャラリー及び大会議室の使用許可の申請を取り下げようとするときは、直ちに指

定管理者が市長の承認を得て定める申請取下書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(観覧料及び使用料の減免)

第9条 条例第8条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員が学校教育活動の一環として児童又は生徒を引率して入館するとき 条例第5条第1項に規定する観覧料(団体観覧料及び前売観覧券に係る観覧料を除く。以下「一般観覧料等」という。)の全額
 - (2) 特別支援学校の生徒が学校教育活動の一環として教職員に引率されて入館するとき 一般観覧料等の全額
 - (3) 市の発行する明石市高齢者パスポートの交付を受けている者が入館するとき 一般観覧料等の全額
 - (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入館するとき 一般観覧料等の5割に相当する額
 - (5) 前号に規定する者で介護を必要とする者を介護するため、介護人が入館するとき 一般観覧料等の5割に相当する額
 - (6) 満65歳以上の者(第3号に掲げる者を除く。)が入館するとき 一般観覧料等の5割に相当する額
 - (7) その他市長が特に必要と認めるとき 必要と認める額
- 2 条例第8条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ギャラリー及び大会議室の使用料を減免する場合
 - ア 本市が実施する行事で市民の文化の向上及び振興を目的として使用するとき 全額
 - イ 本市が共催する行事で市民の文化の向上及び振興を目的として使用するとき これらの使用料の5割に相当する額
 - ウ その他市長が特に必要と認めるとき 必要と認める額
- (2) 駐車場の使用料を減免する場合
 - ア 公用のために使用するとき 全額
 - イ ギャラリー及び大会議室の利用者が使用するとき 自動車3台以内に限り全額
 - ウ ギャラリー及び大会議室の利用者が使用許可の申請等のために使用するとき 全額
 - エ 前項第4号又は第5号に規定する観覧料の減免を受けようとするものが使用するとき 入庫から出庫までの時間に係る駐車場の使用料の5割に相当する額
 - オ その他市長が特に必要と認めるとき 必要と認める額

3 第1項又は前項第1号の規定により観覧料又はギャラリー及び大会議室の使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する場合において、当該減免事由を証する手帳等を提示したときは、この限りでない。
(観覧料等の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定による観覧料及び使用料を還付できる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 観覧料又は使用料の全額を還付する場合
 - ア 観覧者又は使用者の責任でない事由により、観覧又は使用ができなくなったとき。
 - イ 市長が公益上の事由により、使用の許可を取り消したとき。
 - (2) 使用料の8割に相当する額を還付する場合 ギャラリーにあっては使用日前3月までに、大会議室にあっては使用日前7日までに使用許可申請の取下げを申請して認められたとき。
 - (3) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 ギャラリーにあっては使用日前2月までに、大会議室にあっては使用日前3日までに使用許可申請の取下げを申請して認められたとき。
 - (4) 使用料の2割に相当する額を還付する場合 ギャラリー使用日前1月までに使用許可申請の取下げを申請して認められたとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、附属設備の使用料については、使用前に使用許

可申請の取下げを申請して認められたときは、全額還付するものとする。

3 観覧料及び使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書に許可書及び領収書を添えて還付の申請をするものとする。

4 観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券、前売観覧券又は年間観覧券を提出するものとする。
(利用料金の減免及び還付)

第10条の2 指定管理者が利用料金を減免又は還付するに当たっては、前2条の例による。

(入館者等の遵守事項)

第11条 文化博物館に入館した者(以下「入館者」という。)及び使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食又は火気の使用をしないこと。
- (2) 文化博物館館内を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入しないこと。
- (5) ギャラリー又は大会議室を利用する者にあつては、当該施設の使用上の指示を遵守すること。
- (6) その他指定管理者の指示を遵守すること。

2 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は使用場所の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 許可なく物品の販売、金品の寄附その他これらに類する行為を行わないこと。
- (3) 許可された施設及び設備以外のものは使用しないこと。
- (4) 許可なく附属の設備を移動させないこと。

(使用方法等の打合せ)

第12条 使用者は、文化博物館を使用するに当たっては、事前に指定管理者と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(損傷又は滅失の届出)

第13条 使用者、観覧者その他の入館者は、建物及びこれに附属する設備を損傷又は滅失したときは、指定管理者が市長の承認を得て定める届出書により指定管理者に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、文化博物館の使用を終わったときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、文化博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月17日規則第69号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月26日規則第53号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

改正

平成29年12月26日条例第69号

平成31年3月27日条例第3号

明石文化芸術創生条例

文化芸術は、人びとの心の糧として、市民一人ひとりが生きる喜びを感じながら心豊かに生活していくうえで欠かすことのできない大切なものです。また、人と人との心のつながりや、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人びとが協働し、ともに生きる社会の基盤となります。とりわけ、次代を担う子どもたちが、心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育てていくうえで、文化芸術は重要な役割を果たします。

私たちのまち明石は、古くから海陸交通の要衝であり、自然に恵まれた風光明媚な地として有名です。また、日本標準時子午線が通る「時のまち」としても知られています。

たい、たこなど海の幸を豊かに育み、雄大な明石海峡大橋が架かるかけがえのない海、国指定史跡である明石城跡などには、豊かな自然と歴史が色濃く残っています。

明石は、万葉の昔より柿本人麻呂など多くの歌人らに詠まれ、源氏物語をはじめ多くの文芸作品の舞台となり、現代まで知名な文人、芸術家はその活動の足跡を数多く残しています。また、先人たちが、様々な人びととの交流の中で培ってきた多様な文化芸術が地域に根付いています。

このように先人たちが大切に守り、育ててきた多様な文化の土壌を継承し、発展させ、新たな文化芸術を創造することは、明石に暮らし、働く私たちの願いです。

この願いをかなえ、一人ひとりが、生き生きと、心豊かでうるおいとやすらぎのある暮らしを送り、活力ある社会の実現につなげていくことが求められています。

ここに、市民の自主性を尊重し、市民、団体等及び市が連携しつつ、文化芸術のすそ野の拡大と、魅力ある文化芸術の創造と発展を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する基本的な理念及び方向性を示すことにより、明石の特性や人びとの個性を尊重した文化芸術の振興を図り、もって心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活と個性豊かで活力のある地域社会の実現及び地域を支える人づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術その他多様な文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動をいう。

3 この条例において「団体等」とは、企業、教育機関、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、文化団体、中間支援組織（NPOを支援するNPOその他の組織をいう。）等をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。特に、市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の内容に対して、介入し、及び干渉することのないよう細心の注意を払わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた地域の文化や芸術を市民の財産として継承し、発展させるとともに、魅力ある新しい文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が市民の権利であるととらえ、市民が等しく文化芸術活動ができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を担う人材の育成が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、次代を担う子どもたちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を豊かに育むことができるよう配慮されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術を担う主体であることを自覚し、様々な文化芸術活動を行うことに

より文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(市民等の共通の役割)

第7条 市民、団体等及び市は、相互に連携し、協働し、及び人材、情報その他の資源を生かし、共に文化芸術の振興に努め、特に、次代を担う子どもたちが文化芸術に親しむことができるよう心をくばるものとする。

(基本施策)

第8条 市は、多様な文化芸術の振興を図るため、地域に根ざした伝統的な文化芸術の継承及び発展並びに新しい文化芸術の創造に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるとともに、文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動の場及び機会の拡充その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民の文化芸術活動の推進に資するため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術活動を担う人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

5 市は、特に、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、文化芸術活動の場及び機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。（平成21年4月規則第55号で、同21年6月23日から施行）

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表明石市市民会館運営審議会の項を削る。

附 則（平成29年12月26日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

明石市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領

平成 28 年 5 月 2 日制定

令和 6 年 5 月 31 日改定

第 1 趣旨

明石市では本年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法、以下「法」）の施行に合わせて、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（以下「条例」）が施行されました。

法の実効性を高めるため定められたこの条例は、法の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別をなくしていくことで、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的としています。条例では市が率先して障害のある人への差別をなくす取組を推進していくことが規定されているほか、市民や事業者においても、法や条例の理念を踏まえ、市と協力して障害理解の普及啓発や障害を理由とした差別をなくす取組を進めていくよう努めることが規定されています。

市では、すでに障害者差別解消に向けた取組として、手話等障害のある人のコミュニケーション手段の利用促進について条例化するとともに、障害理解の啓発にも取り組んできました。また、市職員においても、従来より障害のある市民に対応する際は、必要な配慮をもって対応しているところだと思えます。今後はさらに、障害のある市民自身がどんな配慮を必要としているか、市職員としてどんな対応をすれば市民が利用しやすくなるかを考えて行動することが求められます。そこで、市職員が適切な対応を行っていくための基本的な事項を「明石市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領（以下、「対応要領」といいます。）」としてとりまとめました。

この対応要領は、法第 10 条第 1 項及び国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づき、服務規律の一環として定められるものであり、市職員はこれを遵守しなければなりません。職員一人ひとりが法や条例の趣旨を確実に理解し、障害のある人へ合理的配慮を積極的に提供するなど率先して取り組んでいくことが、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりに結びつきます。

第 2 障害を理由とする差別の解消

1 はじめに～明石市の条例が目指す「市職員」のかたち～

法や条例には、障害のある人に対して「合理的配慮」を提供するべきである、とい

う考え方が定められています。この新しい考え方を普及し、障害のある人が、障害のない人といっしょに活動できる共生のまちづくりを進めていくこととなります。

そのとき、「合理的配慮」としてどのようなことをすればよいのかについては、多くの市民、事業者にとってイメージが湧きにくいのが現状です。そこで、条例第4条では、「市の責務」として、「合理的配慮」(*)を積極的に実践し、また市民、事業者へ普及、啓発していくことを求めています。

これから、条例が考える「障害を理由とする差別」の基本的な考え方を示します。また、参考として別冊の事例集で具体的な事例を示しますが、障害を理由とする差別は、その人の障害の種類や程度、その時の担当者の業務の内容などによるので、一律に決めることはできません。あくまでも「参考」としてください。

市職員は、以下の事項をよく習得し、職員一人ひとりが率先して合理的配慮を提供し、共生のまち明石の雰囲気率先して作ることができるように心がけてください。

※合理的配慮とは、障害がある人が困っているときに、その人の障害にあった必要な工夫や方法を検討し対応することです。

【この対応要領の対象となる「市職員」】

この対応要領の対象となるのは、原則として、市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会、消防局長及び議会に所属する職員（再任用職員、任期付職員、非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員等を含みます。）です。

なお、地方公営企業（水道事業等）や、指定管理者制度導入の公共施設に所属する職員は、法の規定上、直接には対応要領の対象となりません。

ただし、いずれも市の事業の一部を担うものであることから、障害のある人への対応が大きく異なることがないような措置をとることが求められます。

具体的には、協定書や業務委託契約書の中で、「明石市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領に準拠した合理的配慮の提供を行う。」などの文言を盛り込むようにしてください。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、条例に基づき、下表1の通りです。

【表1】用語の定義

	定 義	解 説
障害者	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁	職員が留意しなければならない 「障害者」は、障害者手帳を持っている人に限られません。心身のどこかに機能障害（けが、病気、先天性のもの問わず）があり、な

	により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（条例第3条第1号）。	んらかの配慮を必要としている人すべてです。
社会的障壁	障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	心身に何らかの機能障害があると、社会で生活する際にいろいろな壁に直面します。それが、障害者の社会参加を難しくしています。その「壁」を「社会的障壁」といい、これを解消するために法律や条例が定められています。
障害を理由とする差別	不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。（条例第3条3号）	詳しくは「3」「4」で解説をします。
不当な差別的取扱い	正当な理由なしに、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他の障害者に対する不利益的な取扱いをすることをいう。（条例3条4号）	
合理的配慮の提供	障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。（条例3条5号）	

3 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 「不当な差別的取扱い」をしてはいけません

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害及び障害と関連する事由を理由として、財やサービスや各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所や時間を制限する、障害のない者に対しては付さない条件を付けることにより、障害者の権利利益を侵害することを指し、条例第10条でこうした行為は**禁止されています**。

※「不当な差別的取扱い」の具体的な例は、ガイドライン別冊を参照してください。

(2) 気づかずに差別をしてしまわないために（留意事項）

ア 「障害」そのものを理由にしない場合も差別の可能性が**あります**

条例では、「障害に関連する事由を理由とする差別」も禁止しています。

たとえば、盲導犬を連れて飲食店に入店しようとした際に、「衛生上の理由でペットの同伴はお断りしております」という理由で入店拒否にあう場合があります。これは一見、「衛生上の理由なら仕方がないかな」と思うことは差別になります。しかし、そうすると、全盲の人は、そのお店に入れないことになってしまいます。

また、視覚障害者が利用する白杖を携行して公共施設を利用する場合に、傘と同様「突端が鋭利で危険なので、入口で預かる」と言われたような場合もあります。たしかに危ないな、と納得してしまいそうですが、白杖は視覚障害者の大切な道しるべです。入口で預かられてしまうと、施設の中に入ったとたんに歩けなくなってしまうので、結局その施設を利用できないことになります。

イ わざとではなくても『差別』です

職員が、その障害者に対して、「わざと差別をしよう」と意図していた場合だけではなく、なにげなくとった行動も、差別に当たることがあります。たとえば、「ご本人にわかりやすいように」と思って知的障害のある成人に対して幼児語で話しかけることは、差別ととられかねません。知的障害があっても年齢相応の個人として尊重しなければなりません。このように、なにげなく差別的態度を取ってしまうために、職員は、日ごろから障害について関心を寄せ、適切な対応について情報を収集することが非常に大切です。

(3) 「不当な差別的取扱い」に当たらない場合

ア 「正当な理由」があれば差別に当たりません

障害のある人を、障害のない人と異なる扱いをすることは基本的には差別と考えられます。しかし、そうした異なる取扱いをするだけの「正当な理由」がある場合は、差別に当たりません。

「正当な理由」とは、障害者に対してお断りをするのが、

- ① 客観的にみて正当な目的のもとに行われたものである。
- ② その目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

例：多くの人が順番を待ち並んでいる窓口で、急いでいるという理由だけで、障害のある人が先に対応してほしいと言われた。

職員が、日々の業務でやむを得ず障害のある人を別の取扱とせざるを得ないときは、なぜそのような取り扱いをしなければならないのかという理由を、職員側がきちんと説明できなければなりません。

イ 障害のある人の平等を実現するための措置は差別に当たりません

障害のある人は、心身の機能障害のために社会的に不利な立場に置かれることが少なくありません。そうした「不利」を解消するため、以下のように障害のある人を障害のない人と比べて優遇することがあります。ときにこうした優遇措置は、「障害のある人に対する逆差別ではないか。平等と逆行するのではないか。」と言われることもあります。しかし、「障害のある人の平等な社会参加を実現する」という目標を達成するために必要な措置として、むしろ実施すべきものとされています。

措置の種類	具体例
積極的差別改善措置として、障害者でない者と比較して障害者を有利に扱うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者枠での採用募集 ・ 各種の障害者割引
障害のある人に対して、合理的配慮に係る措置を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差にスロープを渡すこと。 ・ 目の見えない市民への郵便物に、点字シールを貼って内容がわかるようにすること <p style="text-align: center;">等、無数にある。</p>
合理的配慮を提供する前提として、プライバシーに配慮しながら、必要な範囲内で障害者に障害の状況等を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張相談をするにあたり、来庁できない理由を確認するために障害の状況を簡単に確認する。

4 合理的配慮の不提供の禁止

(1) 合理的配慮の提供とは

障害のない人にとっては当たり前にごじている社会ですが、機能障害を負ったとたんにより前が当たり前でなくなることがよくあります。毎日歩いていた道も、車いすを利用するようになった途端、段差と階段のためにいつも通りのルートを通ることができなくなる、というのはよくあることです。しかし、障害があるために直面する困難は、その人の責任で負ったものではありません。

そこで、こうした困難を社会の責任で解消しようとするために必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を「合理的配慮の提供」といいます。そして、合理的配慮を提供しないことも「差別」に当たり、禁止されています。

ただし、その障害者が求める措置の内容が、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を要求するようなものである場合には、職員がその措置を実施できなくとも差別には当たりません。

(2) どんなときに「合理的配慮の提供」をしなければならないのか

- | |
|-----------------------------|
| ① 「困っていそうだな」と思った時にはいつでも配慮を |
| ② 常に「ご本人はどうしたいか」に気をつける |
| ③ 必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うこと |

① 「困っていそうだな」と思った時にはいつでも配慮を

～現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合～

障害者であれば、いつでも必ずなにか配慮をしなければならないわけではありません。市民が「現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合」に、職員は合理的配慮を提供してください。

具体的には、

- i 市民から「手伝ってほしい」と言われたとき
- ii 手伝ってほしいことをはっきりとは言わないが、合理的に考えて何らかの配慮が必要であると考えられるとき

などです。特に ii の場合は、どのような配慮をすれば市民が行政サービスを受けやすくなるか直ちに分からない場合は、職員がその市民とコミュニケーションをとりながら考える必要があります。そうしたときに迅速に対応できるよう、多様な障害と、それぞれの障害が抱える困難について関心を向け、あらかじめ知っておく必要があります。(詳しくは「第4 職員の研修」を参照。)

② 常に「ご本人はどうしたいか」に気をつける～当事者の意思を尊重～

障害者の中には、知的障害、精神障害や重い言語障害などにより、他人がその意思を受け取ることが難しい障害のある方もいらっしゃいます。そうすると、つい周囲の支援者や家族などと直接対話をして、ご本人の意思を軽視してしまいがちです。しかし、まずご本人の意思を確認するように努めてください。

③ 必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うこと

①、②に留意しながら、市民が必要とする配慮の内容が確定したら、あとはそれを実行してください。

【「過重な負担」となり、お断りする場合は丁寧な説明をしてください】
市民が合理的配慮として求めていることが、社会通念上相当な範囲を超える過重な負担であれば、お断りしても差し支えありません。ただし、その場合は、「なぜ申し出のあった配慮が提供できないのか」につき、きちんと丁寧に説明しな

ればなりません。

「過重な負担」に当たるかどうかはケースバイケースで一律にはいえませんが、以下の事情が判断要素になります。

- 担当部署の事務・事業への影響の程度
→事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か
- 実現可能性の程度
→物理的・技術的制約、人的・体制上の制約
- 求められている配慮の費用・負担の程度
- 担当部署の財政・財務状況

判断に迷った場合は、お断りする前に「第3. 相談体制」記載の窓口までご相談ください。

※合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。職員から寄せられたアンケート結果や、すでに公表されている事例集などからまとめた具体例については、別冊及びガイドライン別冊を参照してください。

第3 相談体制

1 相談窓口

(1) 市民からの相談

市は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等を受ける窓口として、以下の4つの窓口を設置します。

①インクルーシブ推進課（障害を理由とした差別相談全般）

電話 918-6037（内線 2604） FAX 918-5617

②障害福祉課（福祉サービスに関わる相談）

電話 918-1344（内線 5527） FAX 918-5244

③発達支援センター（発達障害に関わる相談）

電話 918-5841（内線 7093） FAX 918-5843

④基幹相談支援センター（生活相談全般）

電話 924-9155（内線 7115） FAX 924-9134

(2) 職員からの相談

市は、市民への対応が障害を理由とする差別にあたるか、どのような対応が適切かなど、障害を理由とする差別に関する職員からの相談を受ける窓口として、以下の2つの窓口を設置します。

① インクルーシブ推進課（内線 2604）

② 職員室職員担当（内線 2421）

2 相談に関する情報の集約について

相談窓口に寄せられた相談等は、インクルーシブ推進課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用していきます。

第4 職員研修

条例には、市の責務として、合理的配慮の普及のために、市が積極的役割を担うことが定められています。こうした取組を行うためには、職員一人ひとりの理解がとても大切です。そこで市は、障害当事者の協力を得ながら、職員に対して障害を理由とする差別の解消のために障害の特性理解や、障害者への適切な対応等を目的とした研修・啓発を、職員室人材開発担当とインクルーシブ推進課が連携、協力し継続的・定期的に行うこととします。

○ 管理職が行うべきこと

特に管理職は、所属職員が合理的配慮を効果的・効率的に提供できるよう、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、明石市の条例の趣旨及び障害の特性を学ぶ機会へ、所属職員が積極的に参加しやすい雰囲気づくりに努めてください。

○ 全職員が行うべきこと

職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応できるようにするため、条例の趣旨を周知徹底する研修や、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を受講し、障害に関する理解を深めることを励行してください。

第5 懲戒処分等

職員が、正当な事由がないにも関わらず、条例第3条第3号にかかげる障害を理由とする差別を故意に行った場合や、重大な過失のある行為を行った場合等には、地方公務員法や関係条例に基づき、懲戒処分等に付されることがあります。

第6 市民や事業者への啓発・支援

条例には、市民や事業者が合理的配慮の提供を容易に行うための取組や、市民が障害

への理解を深めるための取組を市が実施していくことが定められています。

(1) 積極的な啓発活動

市は、まず障害への理解を促進し、障害のある人への適切な対応方法を知ってもらい、さらに個別に必要となる合理的配慮について具体例を示していくといった、積極的な啓発を行っていきます。また、障害のある人とふれ合うことにより、障害や障害のある人についてより深く知ってもらうために、障害のある人とない人が交流する場を提供することにも取り組んでいきます。障害のある人への対応方法などを含めたわかりやすい条例パンフレットを作成し、障害理解のための啓発のあらゆるシーンで活用するほか、市内の事業者などにも配布するなど、幅広い啓発活動を実施していきます。

(2) 公的助成制度の創設

条例に基づいた具体的な施策として、社会的障壁の除去については市が責任を果たすべきだという考えに基づき、合理的配慮の提供を支援する公的助成制度を創設します。これは市民や事業者が合理的配慮の提供に際して発生する経済的負担に対し、市が公的に助成する全国でも例のない制度です。

障害のある人とない人が共に安心して暮らしていくためには、市が行う環境整備や福祉施策に加え、個々のニーズに応じた個別の支援を行っていくことが必要です。職員は、各部署において市民や事業者と関わる場面の中で、職員研修で得た知識や技術を活かし、市民や事業者に上記の助成制度や啓発ツールについて情報提供を行うなど、必要に応じた支援を行ってください。そうすることが市民や事業者が無意識に障害を理由とする差別をしてしまったり、合理的配慮の具体的な手段がわからないために、その提供をあきらめてしまったりする事例をなくすことにつながります。

付記

- 1 この対応要領は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。
- 2 この対応要領は、国の基本方針の見直しや、本市条例の特定相談による事例の集積を踏まえ、必要に応じて見直し、充実を図るものとする。

施設及び設備の管理に関する業務仕様書集

- 1 建築設備総合管理業務仕様書
- 2 空調機器保守点検業務仕様書
- 3 空調設備用自動制御機器等保守点検業務仕様書
- 4 防犯装置保守点検業務仕様書
- 5 ビル管理システム保守点検業務仕様書
- 6 火災受信機・連動操作盤及び消防設備保守点検等業務仕様書
- 7 自家用電気工作物保安管理業務（巡視点検、測定及び試験の基準）仕様書
- 8 非常電源装置保守点検業務仕様書
- 9 エレベーター保守点検業務仕様書
- 10 ガスタービン発電設備保守点検業務仕様書
- 11 自動扉保守点検業務仕様書
- 12 植栽管理業務仕様書
- 13 害虫・微生物環境調査業務仕様書
- 14 建築基準法第 12 条に基づく設備定期調査報告業務仕様書
- 15 廃棄物処理業務仕様書
- 16 マット他取替業務仕様書
- 17 駐車場誘導・警備業務仕様書
- 18 燻蒸業務仕様書

【参考1】

明石市立文化博物館建築設備総合管理業務仕様書

が委託する明石市立文化博物館建築設備総合管理業務の仕様は、次のとおりとする。以下、
を「甲」とし、受託者を「乙」とする。

第1章 概要

1 委託する施設

- ・ 所在地 明石市上ノ丸2丁目13番1号
- ・ 施設名 明石市立文化博物館
- ・ 敷地面積 6,608.67 m²
- ・ 施設規模 本館 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建
延建築面積 4,942.60 m²
レストラン棟 鉄骨造1階建 96.67 m²

2 委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 設備概要

委託する施設の設備概要は、別表1のとおり。

4 委託業務

- ・ 次に掲げる設備の維持管理業務
 - A 電気関係設備
 - B 空調関係設備
 - C 給排水衛生関係設備
- ・ その他の維持管理業務
 - A 清掃業務
 - B 警備・案内業務
 - C 室内環境測定業務
 - D ねずみ、昆虫等の防除業務

第2章 委託業務仕様

第1節 総則

1 業務日及び時間

- ・ 設備維持管理業務
 - ア 開館日の午前9時から午後6時30分まで業務に従事する。
 - イ 定期保守点検業務の日時については、その都度双方協議のうえ決める。
- ・ その他の維持管理業務については、別に定める。

2 従事者の資格

業務の実施にあたって必要とする従事者の資格要件は、各維持管理業務の項で定める。

3 建築物環境衛生管理技術者の選任と届出

乙は、業務の実施にあたり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく、建築物環境衛生管理技術者を選任し、甲の承諾を得た後、関係官庁に届出書を提出するものとする。

4 報告

- ・ 乙は、業務の実施について、翌月の作業予定を作成し、定められた期日までに甲に提出すること。
- ・ 設備及びその他の維持管理業務の実施後は、定められた報告期間内に、作業実施報告書または作業完了届を提出すること。また、甲が指示して行った作業についても同様とすること。
- ・ 乙は、設備、機器の修理または改造の必要があると認めるときは、書面によってその内容を甲に報告すること。
- ・ 監督官庁の検査等については、乙の技術員が立ち会い、法令に基づく提出書類の作成を行うこと。

5 検査及び確認

甲は、乙の提出した業務報告の検査または確認を行う。

6 緊急対応

- ・ 乙は、突発的な故障、事故等が発生したときは、甲に連絡するとともに速やかに技術員を派遣するものとする。
- ・ 乙は、点検業務中に異常個所を発見したときは、甲に連絡するとともに速やかに応急措置を施し、事故の拡大防止に努めるものとする。

7 費用負担区分

- ・ 事務用品等の消耗品、報告書などに要する印刷等の費用及び関係官庁への届け出に要する費用は、乙の負担とする。
- ・ 次に掲げるものは、乙の負担とする。
 - ア 業務を実施するのに必要な光熱水費、燃料等の費用
 - イ 業務を実施するのに必要な机、ロッカー等の備品
 - ウ 管球等の取替部品、器材
- ・ 費用負担区分が不明確なものについては、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

8 貸与品、支給品及び器材の運用管理

- ・ 甲が貸与した物品については、責任をもって管理すること。

9 報告書の作成

- ・ 日々の運転監視業務及び点検調整を行うものについては、所定通り記録し、翌日提出すること。
- ・ 定期点検、精密検査、試験測定等を実施した場合には、点検表、検査報告書、測定記録等をその都度作成し、1週間以内に提出し、検査または確認を受けること。

10 その他

- ・ 乙は、業務の実施にあたり甲と密接な連絡をとり、その指示に従うこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決めるものとする。

第2節 設備維持管理業務

A 電気関係設備維持管理業務

1 業務従事者の資格

乙は、業務の実施にあたり、電気主任技術者の免許取得者またはこれと同等の能力を有する者で、館と同規模以上の保守管理業務の経験を有する者を、1名常駐させること。

2 業務内容

- ・ 乙は、電気関係法令を遵守し、適正な維持管理業務を実施すること。
- ・ 乙は、次に掲げる運転、保守管理、点検等の業務を行うこと。
 - ア 受変電設備の運転保守管理
 - イ 電灯、動力等設備の運転保守管理
 - ウ 非常用発電設備の運転及び点検
 - エ 防災設備の保守管理
 - オ 弱電設備の保守管理
 - カ その他電気設備に関すること
- ・ 乙は、保安規程に定める業務のほか、次の修理、交換及び調整等の業務を行うこと。
 - ア 蛍光灯、白熱灯、表示灯などの球切れの交換
 - イ ヒューズの交換、ブレーカーの故障等の修理及び交換
 - ウ 弱電設備の調整点検
 - エ 軽微な電気設備の故障修理

B 空調関係設備維持管理業務

1 業務従事者の資格

乙は、業務の実施にあたり、空気調和機等の取扱い経験を有する者で、業務遂行に必要なかつ十分な資質を有する者を従事させること。

2 業務内容

- ・ 乙は、機械関係法令を遵守し、空調、換気及びこれに関連する各空調設備の保守、点検、修理、調整等の管理業務を実施すること。
- ・ 乙は、次に掲げる空調関係設備について、点検、調整、修理等の業務を行うこと。
 - ア 空冷ヒートポンプチラー設備
 - イ ビル用マルチエアコン設備
 - ウ 空気調和設備
 - エ 換気設備
 - オ ファンコイルユニット
 - カ 空調自動制御システム
 - キ その他空調設備

- ク 各種フィルターの洗浄及び交換
- ケ 蓄熱槽清掃（年1回）

C 給排水衛生関係設備維持管理業務

1 業務従事者の資格

乙は、業務の遂行に必要な技能を有する者を従事させること。

2 業務内容

乙は、関係法令を遵守し、給排水衛生設備について運転監視、修理、調整等の業務を行うこと。

第3節 その他の維持管理業務

A 清掃業務

1 日常清掃

ア 従事者 午前8時から正午まで3名、午後1時から午後5時まで1名を常駐させること。

イ 業務日 開館日

2 定期清掃

休館日の内、双方協議の上定める日に行うものとする。

3 制服の着用

業務従事者は、業務中常に清潔な制服を着用し、名札をつけること。

4 業務内容

- ・ 乙は、館内及び館周辺の敷地等を常に清潔な状態に保持するものとする。
- ・ 清掃業務の実施は、別表2清掃業務基準によるものとする。
- ・ 乙は、業務の遂行にあたり、甲と密接な連絡をとり、その指示に従うこと。

5 実施時の注意事項

- ・ 作業に引火性危険物を使用するときは、あらかじめ甲に届け出て承認を受けること。
- ・ 作業中は、特に盗難、火災の予防に注意し、作業終了後は、窓扉の施錠及び火の元を確認し、不用の灯を消すこと。

6 作業実施計画書の作成

乙は、業務の実施にあたり、定期清掃実施計画書を作成し、甲に提出してその承認を受けるものとする。

7 業務の実施報告

乙は、業務の実施について甲に報告し、その確認を受けるものとする。

8 機材及び消耗品等の費用負担

- ・ 作業に必要な機械器具、ワックス、洗剤等の消耗品は、一切乙の負担とする。

- ・ トイレトーパー、石鹼水、ポリ袋等の消耗品及び作業に必要な光熱水費は、乙の負担とする。

9 清掃除外場所
レストラン棟

B 警備、案内業務

1 業務従事者

乙は、館の保安及び案内業務を実施するために、午後6時30分から翌日午前9時まで常時1名常駐させること。ただし、休館日は、午前9時から翌日午前9時までとする。

2 業務内容

- ・ 火災等事故防止のための点検及び事故発生時の緊急処置
- ・ 施設、設備及び備品等の破損、紛失等異状の発見
- ・ 不法侵入者の発見排除及び館の規程に違反する者の監視
- ・ 閉館時における館施設及びその周辺の警備
- ・ 各階各部屋の戸締り確認と、閉館後の鍵の保管
- ・ 電源、水道栓の点検
- ・ ギャラリー、会議室の鍵の受け渡し、来館者及び電話の応対、案内
- ・ その他、目的遂行のためのあらゆる付帯業務

3 報告書の作成

毎日の警備について、業務日誌を作成し、翌日甲に提出すること。

C 室内環境測定業務

1 業務従事者の資格

乙は、業務の実施にあたり環境測定器等の取扱い経験を有する者で、業務遂行に必要なかつ十分な資質を有する者を従事させること。

2 測定内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく管理基準により行うものとする。

- ア 浮遊粉じんの量 (mg/m³)
- イ 一酸化炭素の含有量 (ppm)
- ウ 炭酸ガスの含有量 (ppm)
- エ 温度 (°C)
- オ 相対湿度 (%)
- カ 気流 (m/s)
- キ 遊離残留塩素 (ppm)
- ク 照度 (ルクス)
- ケ 騒音 (dB)

3 測定回数

年6回 (5月、7月、9月、11月、1月、3月)

- 4 測定箇所
地階・・・2箇所 1階・・・2箇所 2階・・・2箇所

D ねずみ、昆虫等の防除業務

1 業務従事者の資格

乙は、業務の実施にあたり必要な技能を有する者を従事させること。

2 業務内容

- ・ 乙は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、その他関係法令を遵守し、環境衛生上支障のないよう留意し、ねずみ、昆虫等の防除業務を実施する。
- ・ ねずみ等の発生場所、生息場所などについて、6ヶ月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するための措置を講ずること。
- ・ 薬剤は、各室のすみぎわ付近に満遍なく散布すること。
- ・ 薬剤は、適切なものを使用すること。

3 実施時期

年2回とする。

4 実施時の注意事項

- ア カーペットの場所では、薬剤をこぼさないよう留意すること。
- イ 噴霧終了後、各室の戸締りを忘れないよう注意すること。

5 防虫除外場所

レストラン棟

別表1 設備概要

電気設備

受電電圧	6, 600V	
変圧器	200KVA	1台
	75KVA	1台
	100KVA	1台
	30KVA	1台
	300KVA	1台
非常用発電設備	ガスタービン発電機	150KVA 1台
直流電源設備	鉛蓄電池	HS-120形108V120AH 1組
電気時計設備	親時計	1台
	子時計	7台
電話設備	構内電話	15台
防犯設備	館内機械警備用	1式
放送設備		1式
ITV・テレビ共聴設備		1式
エレベーター		1台

空調設備

空冷ヒートポンプチラー (収蔵庫系統)	1式 (3台)	
冷房能力	202, 960kcal/h	暖房能力 202, 960kcal/h
空冷ヒートポンプチラー (一般系統)	1式 (3台)	
冷房能力	387, 000kcal/h	暖房能力 387, 000kcal/h
空気調和機	11台	
氷蓄熱ビル用マルチエアコン室外機 (事務室系統)	1式	
室内機	11台	
冷水槽 (2, 000ℓ)	1基	
温水槽 (2, 000ℓ)	1基	
給排気ファン	12台	
ファンコイルユニット	8台	
冷水ポンプ	2台	
温水ポンプ	2台	

消防設備

ハロン消火設備	ハロンガスボンベユニット (68ℓ / 50kg)	8本
スプリンクラー設備		1式
自動火災報知設備	複合型 GP型1級	1式
誘導灯設備		1式
屋内消火栓 (補助散水栓)		10ヵ所
消火器		17本

別表2 清掃業務基準

	場所	材質	日常清掃							定期清掃					床面積 (㎡)			
			掃き掃除・掃除機掛	ダストコントロール	ゴミ処理	汚物処理	衛生陶器清掃	鏡磨き	石鹼液・ペーパー補充	手すり乾拭き	植木の水やり・草ひき	窓ガラス清掃	床清掃ワックス	ジュータン洗浄		照明器具清掃	給排気口清掃	ブラインド清掃
B1F	スタジオ	長尺シート									3/年		1/年	1/年			25.50	
	階段 (B1F~屋上)	//	1/日	1/日					1/日		2/年	3/年	1/年				64.00	
	エレベーター	//	1/日	1/日				1/日	1/日		3/年		1/年				10.89	
	エレベーターホール	//	1/日	1/日	1/日						3/年		1/年	1/年			47.00	
	廊下	//	1/日	1/日							3/年		1/年	1/年			145.50	
	便所	磁器タイル	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日				1/年	1/年			2.00	
	湯沸室	長尺シート	1/日		1/日							3/年		1/年	1/年			2.00
	収蔵庫	ブナ材												1/年	1/年			311.97
	倉庫	コンクリート												随時	随時			550.77
	機械室	モルタル	随時											随時	随時			301.83
電気室	//	随時											随時	随時			164.86	
1F	常設展示室	ケンブロック	1/日	1/日					1/日					1/年	1/年			435.20
	特別展示室	タイルカーペット	1/日										1/年	1/年	1/年			198.15
	小展示室(会議室)	//	1/日										1/年	1/年	1/年			31.18
	体験学習室	長尺シート	1/日	1/日	1/日				1/日		2/年	3/年		1/年	1/年	1/年		113.17
	資料コーナー	タイルカーペット	1/日	1/日					1/日		2/年		1/年	1/年	1/年			42.66
	事務室	長尺シート	1/日	1/日	1/日				1/日		2/年	3/年		1/年	1/年	1/年		65.50
	準備室(文化財係)	//	1/2日	1/日	1/日				1/日		2/年	3/年		1/年	1/年	1/年		60.00
	荷捌室	モルタル	1/日	1/日										1/年	1/年			66.22
	作業室	長尺シート	1/日	1/日							2/年	3/年		1/年	1/年	1/年		53.40
	風除室	ミカゲ石	1/日								2/年	3/年		1/年	1/年			35.10
	ロビー	グラニットタイル	1/日	1/日	1/日				1/日		2/年	3/年		1/年	1/年			496.63
	エレベーターホール	//	1/日	1/日	1/日				1/日		3/年		1/年	1/年				33.00
	廊下	長尺シート	1/日	1/日							3/年		1/年	1/年				101.50
	和室	畳	随時		1/日									1/年	1/年	1/年		13.00
	便所	磁器タイル	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		2/年			1/年	1/年	1/年		48.58
	湯沸室	長尺シート	1/日		1/日							3/年		1/年	1/年			2.00
	ロビー南面	パイプ支柱															1/年	
2F	ギャラリー	ケンブロック		1/日					1/日					1/年	1/年			401.24
	平和資料室	タイルカーペット	1/日		1/日				1/日				1/年	1/年	1/年			31.31
	大会議室・控室	//	随時		随時						2/年		1/年	1/年	1/年	1/年		153.78
	図書研究室 (市史編さん室)	長尺シート	1/2日								2/年	3/年		1/年	1/年	1/年		59.29
	エレベーターホール	タイルカーペット	1/日		1/日				1/日				1/年	1/年	1/年			18.00
	廊下	//	1/日		1/日				1/日				1/年	1/年	1/年			140.75
	便所	磁器タイル	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		2/年			1/年	1/年			41.00
	湯沸室	長尺シート										3/年		1/年	1/年			4.29
	テラス	モルタル	随時		1/日				1/日									
屋外	庭・外溝	随時		1/日					随時									
合計面積 (㎡)											610	1,319	616					4,581.27

(参考)

場所		器具一体型LED高天井灯	器具一体型LED非常灯	器具一体型LEDポール灯	器具一体型LEDダウンライト	器具一体型LEDベースライト	直管型LED(トラス)	直管型LED(オーデリック)	直管型LED(パナソニック)	40W蛍光灯	32W蛍光灯	10W蛍光灯	60Wシリカ電球(非常灯)	ベースライトSCFLED504(展示ケース)	ベースライトSCFLED1245(展示ケース)	電球型LEDランプE26	調光スポットライト5Wオーデリック	調光スポットライト配光13度から32度パナ	調光調色スポットライト配光25度	調光調色スポットライト配光55度	調光調色スポットライト配光55度(ケース内)	LEDベースライトLX190F	LEDベースライトLX170F	LEDベースライトLX3/170	LEDダウンライトDL24WW8	LEDダウンライトDL8N8	直管型LED(アイリス)	LEDペンダントライトPLM12DL	ERG5619B保安灯	LEDベースライト階段灯+非常灯	NNG01509(非常灯)	NFB84605(非常灯)				
B	スタジオ				3																												1			
I	階段(B1F~屋上)																																6			
F	エレベーター内									4	8	4																								
	エレベーターホール					8																													2	
	廊下					28																	3												2	
	物置・外倉庫																						5												8	
	便所																									1										
	湯沸室																																			
	特別収蔵庫																								1											
	第1収蔵庫				4		21																43													
	ハロンボンベ室																																			
	更衣室																											1							1	
	暗室																																			
	燻蒸室																																			
	倉庫				16		9																4													
	機械室																						28													
	電気室																						16													
I	常設展示室				19	6										13	102																			
F	特別展示室																	10	40	13															6	
	小展示室(会議室)					8																														2
	体験学習室				13																								16							8
	資料コーナー				5																															1
	事務室																												32							
	準備室(文化財係)					6																														2
	荷捌室					6																														1
	作業室					10																														3
	風除室	10																																		
	北ホール	8																																		4
	エレベーターホール																										5									2
	廊下					6																	1			17										10
	警備室																													2						1
	便所					11																						8								
	湯沸室																																			
	ロビー南面	8	8																																	
	WCとなり倉庫																						1													
	女子更衣室																						1													
	男子更衣室																						1													
	和室																																			8
	準備室奥物置					1																														
	EV横スプリンクラー消火設備																																			
	受付上					4																														
	クローク					1																														
	特展室内移動ケース												2				10	10																		

場所	器具一体型LED高天井灯	器具一体型LED非常灯	器具一体型LEDポール灯	器具一体型LEDダウンライト	器具一体型LEDベースライト	直管型LED(トラス)	直管型LED(オーデリック)	直管型LED(パナソニック)	40W蛍光灯	32W蛍光灯	10W蛍光灯	60Wシリカ電球(非常灯)	ベースライトSCFLED1245(展示ケース)	ベースライトSCFLED504(展示ケース)	電球型LEDランプE26	調光スポットライト5Wオーデリック	調光スポットライト配光13度から32度パナ	調光調色スポットライト配光25度	調光調色スポットライト配光55度	調光調色スポットライト配光55度(ケース内)	LEDベースライトLX190F	LEDベースライトLX170F	LEDベースライトLX3/170	LEDダウンライトDL24WW8	LEDダウンライトDL8N8	直管型LED(アイリス)	LEDペンダントライトPLM12DL	ERG5619B保安灯	LEDベースライト階段灯+非常灯	NNG01509(非常灯)	NNFB84605(非常灯)		
2F	ギャラリー															53	88		80			64										13	
	平和資料室			18																												1	
	大会議室				24																											4	
	図書研究室 (市史編さん室)			10																												2	
	ギャラリー機械室																				2												
	大会議室機械室																				1												
	エレベーターホール																								1							1	
	廊下																								16							6	
	便所			10																					7								
	湯沸室																						1										
	テラス																																
	会議室控室				2																												1
	ギャラリー控室				2																												1
	EV横スプリンクラー消火設備																				1												
屋外	外灯(レストラン含む)		8	1																													
	駐車場		2																														
	建屋付外灯			5																													
	掲示板ケース内							2															2										
	屋上EV機械室											2										2											

合計 26 8 10 92 99 36 30 2 6 8 4 2 10 10 13 155 88 10 120 13 158 91 7 22 33 58 1 29 6 16 79

599 643

48.2% 51.8%

【参考2】

空調機器保守点検業務委託仕様書

空調機器保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
対象機種＝空調機器（東芝キャリア製空冷ヒートポンプ）
 - ・(RR-1) RUA-SP331HNKZ3・・・収蔵庫系統
 - ・(RR-2) RUA-SP421HNKZ3・・・一般空調系統
- 3 保守点検作業方法
受託者は、冷房及び暖房の切り換え前に空調機器の正常な機能を維持するため年2回技術者を派遣し、機器の点検、調整等の業務を行うものとする。
- 4 保守点検作業内容
保守点検作業を行う内容は別紙1の「保守点検作業内容」のとおりとする。
なお、定期点検中に判明した不具合箇所及び作業については、報告書にて行い、受託者は委託者に対し見積書提出の上、双方協議の上決定する。
- 5 緊急保守点検業務
故障等により、正常な機能を維持できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理・復旧にあたるものとする。
緊急点検修理作業において、本仕様以外の工事・作業を行う場合は、双方協議の上これを施工するものとし、これに要する費用は委託者の負担とする。
但し、受託者の責に帰すべきものは受託者の負担とする。
- 6 業務計画書の提出
契約締結後、直ちに仕様書に基づき内訳明細書兼実施計画書を提出するものとする。
- 7 報告書の提出
受託者は、業務終了後、業務報告書を提出するものとする。
- 8 定期保守点検以外の作業
保守点検以外の作業を行う場合は、双方協議の上これを施工するものとする。
これに要する費用は、受託者は委託者に見積書提出の上協議の上決定する。
 - (1) 破損、又は消耗した部品の取替え
 - (2) コンデンサーコイル及びクーラー汚れに対する洗浄作業
 - (3) 正常運転以外に起因する事故による復旧修理
 - (4) 天災地変による故障の修理

9 点検業務の運営

委託者は、対象機器の定期点検が安全且つ円滑に行われるように、受託者に対し次の通り協力するものとする。

- (1) 定期点検の業務に要する電気、水道、その他の費用は委託者の負担とする。
- (2) 定期点検の業務時に作業者が必要な範囲で、敷地内、建物内に立ち入ることを承認する。

10 委託料の請求

受託者は、委託業務終了後、委託料を請求できるものとする。

11 その他

仕様書に定めのない事項、または疑義の生じた事項については、別途協議の上定めるものとする。

保守点検作業内容

(1) 冷房運転前の定期点検

○運転前の確認

電装品ビス増締め及び絶縁測定、冷媒漏れ確認、補機類の運転確認、ポンプ運転

○運転調整

各保安装置及び機器の調整作動確認

○点検内容

- ・圧縮機関係：運転圧力、油面汚れ、異常音・振動、異常加熱、圧力計、インバーター容量制御確認
- ・凝縮器関係：コイル目詰り、汚れ、出入口温度
- ・送風機関係：ファンモーター異常音、摩耗チェック
- ・蒸発器関係：冷水出入口温度、保温材
- ・冷媒回路関係：フィルタードライヤー、膨張弁、四方弁、チェッキ弁作動、液管温度、吐出・吸入管温度、インジケーター、アキュレーター作動
- ・保安装置関係：各サーモスタット、圧力スイッチ
- ・制御関係：温度調節器
- ・電装品関係：電圧・電流、配線の緩み、過熱、端子の接触

○運転記録の提出

(2) 暖房運転前の定期点検

○運転調整

○点検内容

- ・圧縮機関係：運転圧力、油面汚れ、異常音・振動、異常加熱、圧力計、インバーター容量制御確認
- ・凝縮器関係：コイル目詰り、汚れ、出入口温度
- ・送風機関係：ファンモーター異常音、摩耗チェック
- ・蒸発器関係：冷水出入口温度、保温材
- ・冷媒回路関係：フィルタードライヤー、膨張弁、四方弁、チェッキ弁作動、吐出・吸入管温度、インジケーター作動
- ・保安装置関係：各サーモスタット
- ・制御関係：温度調節器
- ・電装品関係：電圧・電流、配線の緩み、過熱、端子の接触

○運転記録の提出

【参考3】

空調設備用自動制御機器等保守点検業務委託仕様書

空調設備用自動制御機器等保守点検の業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
空調設備用自動制御機器及び加湿器
- 3 保守点検作業方法
受託者は、年2回（総合点検、ループ点検等）技術者を派遣し、機器の点検、調整、修理等の業務を行うものとする。また、必要に応じ、随時保守点検業務を行う。
- 4 保守点検作業内容
保守点検作業内容は次のとおりとする。なお、機器の機能維持に必要な交換部品等については受託者の負担とする。

(1) 総合点検

点 検 系 統	点 検 内 容
1 熱源制御 24 時間系統 2 空調機制御 24 時間系統 3 加湿器	1 外観点検及びクリーンアップ 2 各自動制御機器単体点検 3 各部電源電圧測定 4 調節器の設定点修正 5 制御弁の組付確認及び調整 6 調節器の設定変更による制御弁との ループ作動試験 7 制御状態の確認

(2) ループ点検等

点 検 系 統	点 検 内 容
ループ点検 1 熱源制御(1) (一般系統) 2 空調機制御系統 (ACU-6~11) 3 FCU (ファンコイル) 制御系統 4 温湿度計測系統	1 外観点検及びクリーンアップ 2 調節器の設定点修正 3 調節器の設定変更による制御弁との ループ作動試験 4 制御状態の確認
巡回訪問 1 熱源制御(2) (24 時間系統) 2 空調機制御系統 (ACU-1~5)	

5 緊急保守点検

故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。

ただし、定期保守点検時期直前の場合は、定期保守点検業務を併せて実施することができるものとする。

6 報告書の提出

受託者は、業務完了後、業務報告書を提出するものとする。

7 委託料の請求

受託者は、総合点検業務完了後委託料の2分の1以内の金額を請求できるものとし、委託業務完了後残金を請求できるものとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考6】

火災受信機・連動操作盤及び消防設備保守点検業務委託仕様書

火災受信機・連動操作盤及び消防設備保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
火災受信機・連動操作盤及び消防設備
- 3 保守点検作業方法
受託者は、年2回（機器点検、機器点検総合点検）有資格者を派遣し、法令に基づき設備の点検、調整、修理等の業務を行い、報告書を提出するものとする。
- 4 保守点検作業内容
保守点検作業を行う設備の項目は、次のとおりとする。
なお、設備の機能維持に要する軽妙な交換部品等については受託者の負担とする。

火災受信機・連動操作盤	◎	避難器具設備	◎
消火器	○	誘導灯設備	◎
スプリンクラー設備	◎	防火・防排煙設備	◎
ハロゲン化物消火設備	◎	非常電源専用受電設備	◎
自動火災報知設備	◎	自家発電設備	◎
非常用放送設備	◎	蓄電池設備	◎

（◎は機器点検、機器総合点検、○は機器点検のみ）
- 5 緊急保守点検業務
故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。
- 6 報告書の提出
受託者は、業務完了後、業務報告書を提出するものとする。
- 7 委託料の請求
受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。
- 8 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考7】

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

巡視点検、測定及び試験の基準

自家用電気工作物保安管理業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
 明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
 高圧受電設備
- 3 保守点検作業方法
 受託者は、毎月1回定期的に技術者を派遣し、電気工作物の維持及び運用に関する点検、測定及び試験は、原則として別表1「巡視点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。
- 4 臨時点検、測定及び試験
 (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 ア) 高圧機械が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物。
 イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物。
 ウ) その他電気器材に異常が発生した場合には、その電気工作物。
 (2) 高圧受電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。
- 5 報告書の提出
 受託者は、業務終了後、業務報告書を提出するものとする。
- 6 委託料の請求
 受託者は、委託料の金額を一括請求できるものとする。
- 7 その他
 仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 8】

非常電源装置保守点検業務委託仕様書

非常電源装置保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
 明石市上ノ丸 2 丁目 13 番 1 号 明石市立文化博物館内
 非常電源装置
- 3 保守点検作業方法
 受託者は、8 月、2 月の年 2 回定期的に技術者を派遣し、装置の点検、調整、修理等の業務を行うものとする。
- 4 保守点検作業内容
 保守点検作業内容は、次のとおりとする。
 なお、装置の機能維持に必要な交換部品等については受託者の負担とする。
 - (1) 精密点検業務
 - ・蓄電池
 - ・整流装置
 - ・直流電源装置
 - (2) 普通点検業務
 - ・外観目視点検
 - ・動作時点検
 - ・均等充電
 - ・精製水の補充
 - ・接続部の増締め
 - ・清掃
- 5 緊急保守点検業務
 故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。
- 6 報告書の提出
 受託者は、業務完了後、業務報告書を提出するものとする。
- 7 委託料の請求
 受託者は、8 月の保守点検業務完了後、委託料の 2 分の 1 以内の金額を請求できるものとし、委託業務完了後残金を請求できるものとする。
- 8 その他
 仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

巡視点検・測定及び試験の基準

	電気工作物	巡視点検、測定及び試験方法	月次点検 (毎月1回)	年次点検 (毎年1回)	精密点検 (3年1回)	
引込み線	責任分界となる区分開閉器 引込み線等 架空電線、支持物 ケーブル	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
		区分開閉器動作試験		△	○	
		外観点検	○	○	○	
受電設備	断路器	絶縁抵抗測定		△	○	
		外観点検	○	○	○	
		遮断器 開閉器	絶縁抵抗測定	○	○	○
			動作試験		○	○
	内部点検				○	
	絶縁油の点検・試験				○	
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	計器変成器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○	
	電力用コンデンサー	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	避雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	母線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
保護継電器動作試験				○		
保護継電器動作特性試験 計器校正試験				○		
受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○		
	接地装置	○	○	○		
配電線	接地装置	絶縁抵抗測定		△	○	
		外観点検	○	○	○	
非常用予備発電機	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動点検	○※	○※	○※	
		機関保護継電器動作試験		○※	○※	
	発電機 励磁装置	外観点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		保護継電器動作試験			○	
		保護継電器動作特性試験			○※	
		制御装置試験			○※	
蓄電池装置	本体	その他は受電装置に準ずる				
		外観点検	○	○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重測定		○	○	
	充電装置 付属装置 接地装置	液温測定			○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
場所の設備	電動機類、電熱装置	接地抵抗測定		△	○	
		外観点検	○	○	○	
	電器溶接機 照明装置 配線、配電器具 その他の機器	絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		△	○	
		絶縁監視装置	○			
		漏洩電流測定	○	○	○	
	漏電引きはずし試験		○			

- (注) (1) 外観点検とは、主として目視により点検すること。
(2) △印のものは、停電の影響、過去の実績、その他の理由により実施できない場合がある。
(3) ※をつけたものは、受託者の指導を受けて委託者が必要に応じて実施するもの。

【参考9】

エレベーター保守点検業務委託仕様書

エレベーター装置保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
交流低速度人荷用エレベーター（VFⅡ-2，000kg-60M 3ST）
- 3 保守点検作業方法
受託者は、毎月2回定期的に技術者を派遣し、エレベーターの各部機構の点検、調整、給油等を行う。
- 4 点検、調整、給油作業内容
次の各部の点検、調整、給油を行う。
 - (1) 巻上機、電動機及び電動発電機、調速機、フロアコントローラー、制御盤、
 - (2) 各種ワイヤロープ、リミットスイッチ及びファイナルリミットスイッチ、ルール、ウエート、配線
 - (3) 各階扉装置、ドアロックスイッチ、インジケータ、押ボタン
 - (4) 扉開閉装置、ガイドシュー、ランディングスイッチ、ロック外し装置、セフティシュー、非常止め、かご内操作盤等乗かご関係各部
- 5 消耗部品取替内容
次の各消耗部品の取替を行う。
 - (1) 主発動機、電動発電機用カーボン刷子
 - (2) 主接触器用カーボン及びコッパー (No. 35-10-3)
 - (3) 中形リード線付接点及びカーボン接点 (No. 35-11-2)
 - (4) 小形リード線付接点及び固定側接点 (No. 35-11-3)
 - (5) 扉開閉用電動機カーボン刷子
 - (6) 主リード線
 - (7) プラグインリレー (HH23P) (AW5244) (AW5224)
 - (8) 信号用電球 (24V)
 - (9) リミットスイッチ接点、ファイナルリミットスイッチ接点、
ドアスイッチ接点
 - (10) 油脂類 (ギヤー軸は補充用)
 - (11) ウエス
 - (12) 各種ヒューズ
 - (13) 乾電池
- 6 緊急保守点検業務
故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。

ただし、定期保守点検時期直前の場合は、定期保守点検業務を併せて実施することができるものとする。

7 報告書の提出

受託者は、業務終了後、業務報告書を提出するものとする。

8 委託料の請求

受託者は、委託料の12分の1の金額を当該月の翌月に請求できるものとする。

9 その他

仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 10】

ガスタービン発電設備保守点検業務委託仕様書

ガスタービン発電設備保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
ガスタービン発電設備（カワサキPU200）
- 3 保守点検作業方法
受託者は、年2回（総合点検、6ヶ月点検）技術者を派遣し、設備の点検、調整、修理等の業務を行うものとする。
- 4 保守点検作業内容
保守点検作業は、次のとおりとする。
なお、設備の機能維持に必要な交換部品等については受託者の負担とする。
(1) 定期保守点検
発電設備の機能を安全かつ正常な状態に維持するため、総合点検及び6ヶ月点検を行う。

ガスタービン	○	制御用充電器	◎	始動盤系統	◎
減速機	◎	起動用充電器	◎	配電盤系統	◎
発電機	◎	カップリング	◎	保護装置	◎
燃料系統	◎	点火系統	◎	始動シーケンス試験	◎
潤滑油系統	◎	制御機器	◎	運転諸元計測	◎
制御用バッテリー	◎	計器類	◎	その他	◎
起動用バッテリー	◎	給換排気系統	◎		

（◎は総合点検及び6ヶ月点検、○は総合点検）

- (2) 部品交換
総合点検時に、潤滑油フィルター及び燃料フィルターを交換するものとする。
- 5 緊急保守点検
故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。
ただし、定期保守点検時期直前の場合は、定期保守点検業務を併せて実施することができるものとする。
- 6 報告書の提出
受託者は、業務完了後、業務報告書を提出するものとする。

7 委託料の請求

受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 11】

自動扉保守点検業務委託仕様書

自動扉保守点検業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 保守点検対象物
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
自動扉（DS-150型自動扉）1台
自動扉（VS-150型自動扉）1台
- 3 保守点検作業方法
受託者は、6月、9月、12月、3月の年4回定期的に技術者を派遣し、装置の点検、調整、修理、注油、清掃等の業務を行うものとする。
- 4 保守点検作業内容
自動扉（DS-150型自動扉1台、VS-150型自動扉1台）2台の機能を、安全かつ正常な状態に維持するため保守点検業務を行う。
必要な消耗材料（パッキン、リング、ヒューズ、オイル等）については、受託者の負担とする。
- 5 緊急保守点検業務
故障等により、正常な機能を確保できない場合には、委託者の連絡により、受託者は、直ちに技術者を派遣し、修理、復旧にあたるものとする。
ただし、定期保守点検直前の場合は、定期保守点検業務と併せて実施することができるものとする。
- 6 報告書の提出
受託者は、業務完了後、直ちに業務報告書を提出するものとする。
- 7 委託料の請求
受託者は、委託料の4分の1の金額を当該月に請求できるものとする。
- 8 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 12】

植栽管理業務委託仕様書

植栽管理業務の仕様については以下のとおりとする。

1 業務の目的

植栽管理業務は、明石市立文化博物館敷地内のすべての植栽を常に良好な状態で維持することを目的とする。

2 保守点検業務期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 保守点検対象物

明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
明石市立文化博物館敷地内の全植栽

4 委託業務内容

委託業務は、次のものと、その業務に付帯する管理業務とする。

- (1) 植込み内除草及び清掃（6月、8月、12月）
- (2) 殺虫剤散布（6月、8月）
- (3) 低木剪定・施肥 一花木一（6月）
- (4) 中木弱剪定（8月）
- (5) 低・中木剪定（11月）
- (6) 施肥 一寒肥一（2月）

5 委託者の負担

委託業務を実施するにあたり、水、電気等については委託者の負担とする。

6 報告書の提出

受託者は、業務完了後、直ちに業務報告書を提出するものとする。

7 委託料の請求

受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 13】

害虫・微生物環境調査業務委託仕様書

害虫・微生物環境調査業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務の目的
明石市立文化博物館内の害虫・微生物環境を調査・分析し、収蔵資料への被害防止に利用しようとするもの。
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 調査時期
調査は期間内に4回実施する。
実施の時期については、別途協議して定めるものとする。
- 4 業務場所
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
第1収蔵庫、第2収蔵庫（倉庫）、特別収蔵庫 他
- 5 調査対象
害虫王帯微生物（カビ菌）
- 6 調査方法
害虫については、補虫トラップを設置し捕獲する。
微生物については、浮遊菌、落下菌、付着菌をエアサンプラー、ペタンチェックを用いて採取する。
また、適宜温湿度の測定も実施する。
調査箇所、設置箇所については、以下のとおりとする。
ア) 特別収蔵庫：収蔵庫内（1階・2階）、前室、シャッター前、通路
イ) 第1収蔵庫：収蔵庫内（1階・2階）、通路、階段
ウ) 第2収蔵庫：収蔵庫内（1階・2階）
- 7 報告書の提出
害虫については、捕獲場所、種類、数及び被害を及ぼす対象を、写真添付の上報告するものとする。
微生物については、採取した菌を培養し、場所及び数を写真添付の上報告するものとする。
また、調査結果について分析を行い、収蔵施設の状態、必要な対策等について報告書に記載すること。
- 8 委託料の請求
受託者は、委託料の4分の1の金額を当該月に請求できるものとする。
- 9 その他

仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 14】

建築基準法第 12 条に基づく設備定期調査報告業務委託仕様書

設備定期調査報告業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務の目的
明石市立文化博物館の設備定期調査報告業務を行う。
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務実施時期
期間内に設備定期調査報告業務を 1 回実施する。
実施の時期は、別途協議して定めるものとする。
- 4 業務場所
明石市上ノ丸 2 丁目 13 番 1 号 明石市立文化博物館内
- 5 報告書の提出
受託者は、業務完了後、直ちに業務報告書を提出するものとする。
- 6 委託料の請求
受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。
- 7 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 15】

廃棄物処理業務委託仕様書

廃棄物処理業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 業務場所
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
- 3 業務内容
塵芥集積所に集積された一般廃棄物を関係法令により、廃棄処分するものとする。
 - (1) 施設内において発生する一般ごみを回収する。(休館日は除く)
 - (2) 業務実施周期(休館日を除く)
 - ①可燃物は週3回(火曜日・木曜日・土曜日)
 - ②不燃物は発生の都度(不定期)
 - (3) 業務における注意点
 - ①業務作業にあたっては、構内・構外にわたり廃棄物のこぼれ落ち、散乱が起きないように留意するものとする。
 - ②廃棄物の搬出に際しては、塵芥集積場所及びその周辺を清潔に維持するものとする。
 - ③搬出した廃棄物の投棄場所を書面により委託者に報告するものとする。
 - ④廃棄物処理の搬出に際しては、ローラトラックによる搬出処理を行うものとする。
 - ⑤構内に入る際、移動させた物(バリカー・カラーコーン等)は、必ず元の状態にもどすものとする。
- 4 委託料の請求
受託者は、委託料の12分の1の金額を当該月に請求できるものとする。
- 5 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 16】

マット他取替業務委託仕様書

マット他取替業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務の目的
明石市立文化博物館内のマット他取替業務を行う。
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務場所
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
- 4 業務実施時期
毎月2回実施すること。
日程は協議の上定めるものとする。
- 5 業務内容
交換は下記の表に基づいて実施する。

品 名	交換周期	数 量
エクステリアマット LL	2回/月	3
ビューティークリーン・レギュラー	1回/月	7
芳香ファン20	1回/月	4
芳香ファン10	1回/月	2

- 6 委託料の請求
受託者は、委託料の12分の1の金額を当該月に請求できるものとする。
- 7 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 17】

駐車場誘導・警備業務委託仕様書

駐車場誘導・警備業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務の目的
明石市立文化博物館の駐車場誘導・警備業務を行う。
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務実施日・時間及び警備従事者の員数
受託者は、業務期間内で委託者が指定する日の午前9時から午後5時まで委託者が指示する員数を常駐させることとする。
- 4 業務場所
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館 駐車場
- 5 業務内容
（1）館周辺道路における通行車両及び通行人の安全確保
（2）館専用駐車場への誘導
（3）その他、目的遂行のためのあらゆる付帯業務
- 6 報告書の提出
受託者は、業務完了後、業務日誌を作成し委託者に提出するものとする。
- 7 委託料の請求
受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。
- 8 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

【参考 18】

燻蒸業務委託仕様書

燻蒸業務の仕様については以下のとおりとする。

- 1 業務の目的
明石市立文化博物館の燻蒸業務を行う。
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務実施時期
期間内に燻蒸業務を1回実施する。
実施の時期は、別途協議の上、定めるものとする。
- 4 業務場所
明石市上ノ丸2丁目13番1号 明石市立文化博物館内
- 5 燻蒸対象
委託者が指定する収蔵庫
- 6 燻蒸目的
殺虫・殺卵
- 7 燻蒸方法
 - (1) 燻蒸薬剤 エキヒュームS
 - (2) 燻蒸法の種別 密閉燻蒸法
 - (3) 使用薬量 80g/m³
 - (4) 投薬方法 気化投薬
 - (5) 燻蒸時間 24時間
 - (6) 排気方法 除害排気及び強制排気
- 8 報告書の提出
受託者は、業務完了後、直ちに業務報告書を提出するものとする。
- 9 委託料の請求
受託者は、委託業務完了後、委託料を請求できるものとする。
- 10 その他
仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。